

丹後震災記念館 耐震化・利活用 基本計画

2026年3月

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会

事務局：京丹後市教育委員会



目次 Contents

1. はじめに 1

- (1) 基本計画策定に至る経緯 1
- (2) 令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会 . . . 2
- (3) 方針書の整理 4
- (4) 基本計画の目的と位置づけ 6

2. 基本情報 7

- (1) 丹後震災の概要 7
- (2) 丹後震災の復興建築 8
- (3) 丹後震災記念館の歴史的・社会的意義 10

3. 現況と課題整理 12

- (1) 丹後震災記念館の基本情報と周辺環境 12
- (2) 建築的・文化財的価値 14
- (3) 利活用の経過と課題 15
- (4) 建物の現況 18
- (5) 耐震診断調査の概要（平成23年度） 20
- (6) 耐震診断調査の概要（令和7年度） 22

4. 利活用の方向性 24

- (1) 利活用の考え方 24
- (2) 公民連携サウンディング調査の概要 25
- (3) 利活用コンセプトの設定 29
- (4) 利活用のイメージ 31
- (5) 周辺環境・周辺連携 34

5. 耐震化の方向性 35

- (1) 耐震工法調査の概要 35
- (2) 耐震設計上の配慮点 43
- (3) 耐震化にかかる概算 44

6. 法制度と補助・支援制度 46

- (1) 関係法令の確認 46
- (2) 公的補助制度活用の可能性 50
- (3) 寄附金・クラウドファンディング等の活用 51

7. 施設運営・維持管理の方向性 52

- (1) 利活用イメージに基づいた運営想定 52
- (2) 採算予測と維持管理コストの想定 53

8. まとめ 55

- (1) 基本計画の総括 55
- (2) 今後の事業スケジュール 56

9. 参考資料 57

- (1) 参考文献一覧 57
- (2) 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱 . . . 58
- (3) 丹後震災記念館図面 59
- (4) 平成23年度耐震診断調査コア採取位置図 70
- (5) 令和7年度耐震診断調査コア採取位置図 72
- (6) 参考事例 74

1. はじめに

(1) 基本計画策定に至る経緯

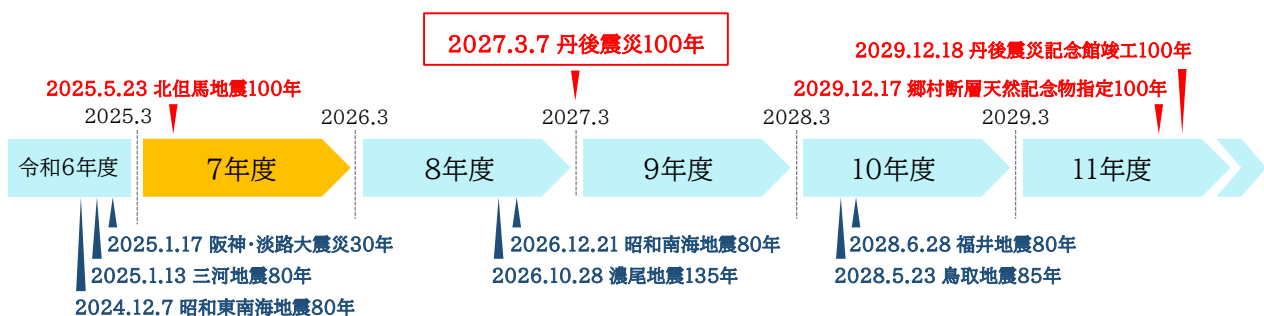
1927（昭和2）年の丹後震災からもう少しで100年を迎えようとしている。京丹後市では、毎年、丹後震災記念展を峰山地域公民館等で開催するなど、丹後震災の記憶の継承を進めてきている。過去には、京丹後市史編さん事業において、2013（平成25）年3月に京丹後市史資料編『京丹後市の災害』を発刊し、丹後震災を中心とした本市の災害について、その歴史・特性を知り、教訓と文化を受け継ぎ、後世へ継承すべく整理を行った。また、丹後震災90年にあたる2017（平成29）年2月には小冊子を作成するなど、普及啓発に努めた。

一方で、震災の記憶を後世に伝えるシンボルとして1929（昭和4）年に建てられた丹後震災記念館は、平成23年度の耐震診断調査で耐震性能不足（Is値0.17）と診断され、2012（平成24）年から立入禁止となった経過がある。令和5年度には建物にかかる影響を軽減させるため周辺樹木を極力伐採するなど、必要な保存処置を講じてきているが、年月とともに老朽化は進行している。

本市では、京丹後市文化財保存活用地域計画を策定（2022（令和4）年12月16日文化庁認定）し、令和5年度から計画に基づいた取り組みを進めている。計画では、「丹後震災100周年の取り組み」や、「丹後震災記念館の保存・活用」も災害の歴史と記憶を伝える措置として掲げており、100年が近づく今、こうした措置に取り組み、丹後震災の記憶の継承とともに丹後震災記念館の今後のあり方を検討することが必要な段階にきている。

このような中、防災に強いまちづくりをすすめるべく、令和6年6月補正予算において、丹後震災記念館の耐震化や利活用のあり方を検討するための予算を計上。これにより、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会を立ち上げるとともに、パブリックミーティングを開催し市民の意見を集める、丹後震災記念館耐震化・利活用検討プロジェクトを開始した。

令和6年度は、丹後震災記念館の現状を把握し、耐震化・利活用について一定の方向性を示す「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」（以下、方針書とする。）を令和7年3月に取りまとめた。建築当時の思いを確実に引き継ぎ、建物を存続させ、内部活用につなげることを大きな方針として意見の一致をはかったが、具体的な耐震化の方法や利活用のあり方については、より詳細な検討が必要となり、令和7年度に建物調査を行いつつ基本計画を作成することとなった。



今後来る震災関係の節目

(2) 令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会

2027（令和9）年3月に丹後震災から100年を迎えることを見据え、震災の記憶を後世に伝えるシンボルである丹後震災記念館の耐震化及び利活用の検討を行うことを目的に、本市教育委員会では、2024（令和6）年11月1日に「丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱」を設置・同日施行し、同年11月27日に丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会をスタートした。

令和6年度は、全5回の委員会を開催し議論を重ね、丹後震災記念館の耐震化・利活用について一定の方向性を示す方針書を令和7年3月に取りまとめ、本市ホームページにおいて公開した。また、広報京丹後2025年5月号に方針書作成の記事を掲載、広く市民への周知をはかった。

結果、方針書を作成し耐震化・利活用に関する一定の方向性を取り決める本委員会の所期の目的は達成し、方針書において令和7年度は「（仮）計画策定委員会」に移行する予定を記載していた。ただ、基本計画策定は方針書の内容からより具体的な議論を進めるもので継続的な取組であることから、従前の丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会を継続し基本計画策定という新たな目標を設定し事業を推し進めることとした。

令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の構成は以下のとおりである。

令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の構成

	委員名		所属	分野
1	委員長	橋爪 紳也	大阪公立大学研究推進機構 特別教授	建築史
2	(R7.7.30~) 副委員長 (~R7.7.30) 委員	岩田 信一	京都府建築士会 常任副会長 株式会社中村設計北京都設計室 取締役副所長	建築士会
3	(R7.7.30~) 委員 (~R7.7.30) 副委員長	岸 泰子	京丹後市文化財保護審議会委員 京都府立大学文学部歴史学科 教授	建築史
4	委員	高岡 伸一	近畿大学建築学部建築学科 教授	建築・まちづくり
5	委員	西山 峰広	一般財団法人日本建築総合試験所 副理事長	RC構造
6	委員	牧 紀男	京都大学防災研究所 教授	防災
7	委員	味田 佳子	京丹後市市民遺産会議 会長	市民遺産
8	委員	余吾 太士	株式会社京都銀行法人総合コンサルティング部 部長	公民連携 資金関係

	オブザーバー名	所属	分野
1		京都府教育庁指導部文化財保護課	府指定関係
2	檜 秀憲	泉佐野市成長戦略室おもてなし課	資金関係
3	松井 敬代	豊岡まち塾	北但馬地震関係
4	吉岡 ひとみ	一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社京丹後地域本部（京丹後市観光公社）	観光関係

≪令和7年度 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会の開催経過≫

○第1回（2025（令和7）年7月30日）

令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業について意見交換し認識の共有をはかった。

≪議題≫

- ・副委員長の選出について
- ・令和7年度の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業について

○第2回（2025（令和7）年9月30日）

今年度作成する基本計画の構成案を確認するとともに、非公開議事において諸調査の中間報告と利活用の検討を行った。

≪議題≫

- ・基本計画の構成案について
- ・耐震化・利活用検討に係る調査中間報告と利活用検討（非公開）

○第3回（2025（令和7）年11月26日）

基本計画の案（前半部分）を確認するとともに、非公開議事において耐震工法についての検討を行った。

≪議題≫

- ・基本計画案について
- ・耐震工法について（非公開）

○第4回（2026（令和8）年1月28日）

基本計画の案（前半部分）を確認しほぼ合意を得るとともに、今年度事務局で実施してきた丹後震災関連の取組について報告を行った。

≪議題≫

- ・基本計画案について
- ・丹後震災関連の取組報告

○第5回（2026（令和8）年3月9日）

耐震工法調査の成果を反映した基本計画の案（全体）を確認し、最終のまとめを行った。

≪議題≫

- ・基本計画まとめ

(3) 方針書の整理

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会では、令和7年3月に方針書を取りまとめた。方針書の概要は、下記の通りである。

《セクション1：事業の概要》

「1. 丹後震災記念館の概要」において、丹後震災や丹後震災記念館の基本的な情報について記載し、「2. 耐震化・利活用検討事業の概要」で事業発足に至る経過や丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会、パブリックミーティングの開催概要をまとめている。「3. 耐震化・利活用検討に係る現状」では、平成23年度の耐震診断調査の結果概要や、近年の保存処置と建物の現状について記載し、現況を整理した。

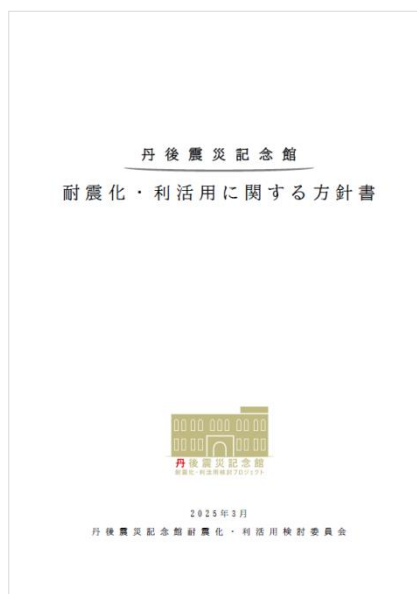
《セクション2：耐震化・利活用の検討》

「4. パブリックミーティング意見」で、丹後震災記念館の利活用のあり方について市民とのワークショップにより集めた意見を集約。丹後震災記念館について市民の理解を得る機運醸成の必要性と、ハード・ソフト両面での利活用のあり方について多くの意見があがっている。

丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会では、このパブリックミーティングの意見も踏まえて、「5. 耐震化・利活用の検討」において、機運醸成、保存方法、活用方法の項目に分け実現可能性について議論し、最終的に「6. 耐震化・利活用の方向性」をとりまとめた。

《方針書の示す方向性》

丹後震災は日本の災害史において重要なもので、震災の記憶を後世に伝え、防災意識の高揚につなげることが大切であり、そのためにも丹後震災記念館建築当時の思いをしっかりと引き継いでいかなければいけない。この前提のもと、丹後震災記念館は存続させていくべきで、存続には指定文化財としての文化財的価値を減じないことにも配慮する必要がある。建物の耐震化・免震化を行い内部活用につなげることを建物保存の大きな方針とし、多分野連携によるソフト活用や、震災関係資料の収蔵展示、建物周辺の再整備、公民連携による活用といった利活用の可能性を示した。



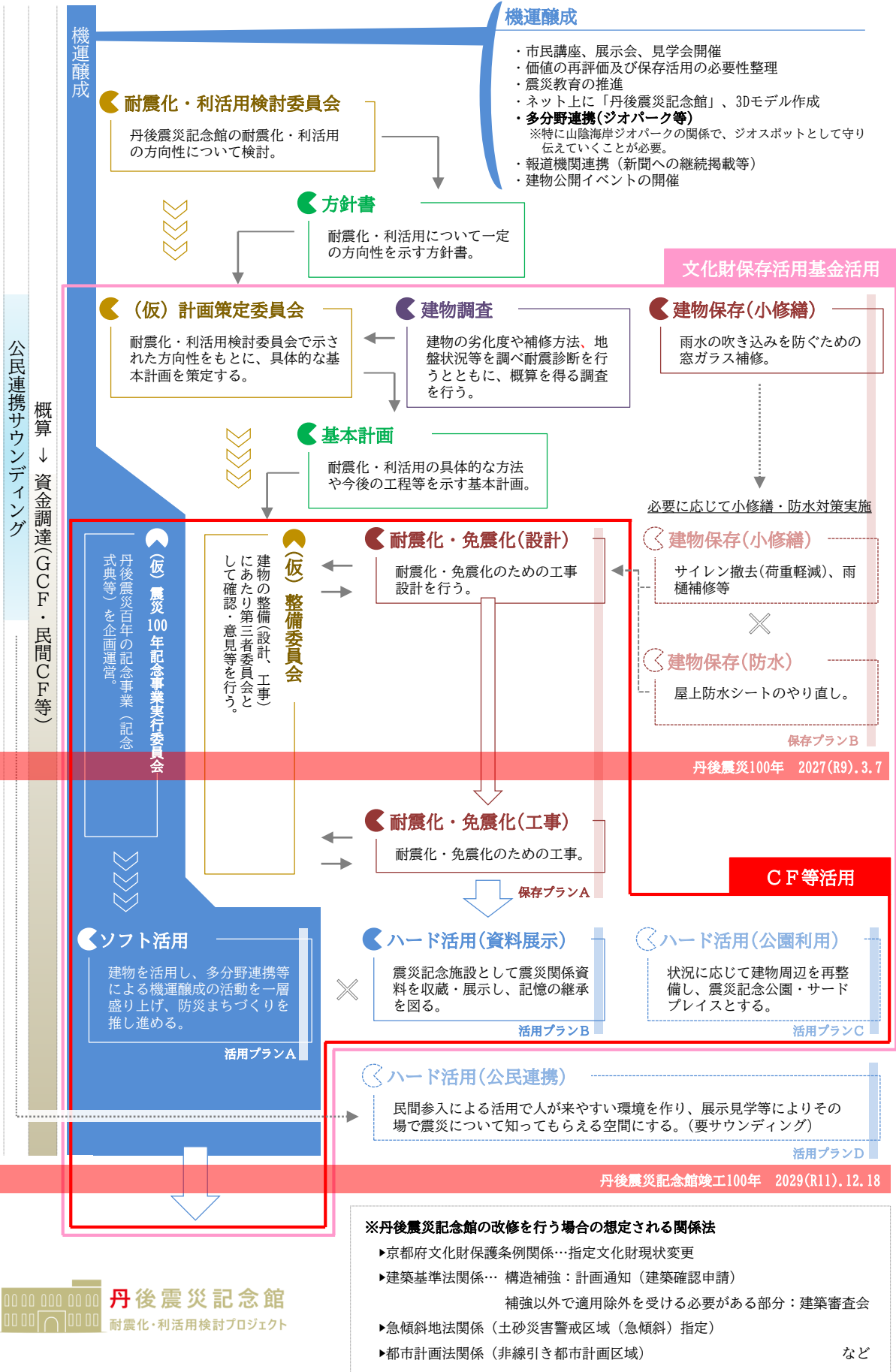
予定年度
令和6年度
令和7年度
令和8年度
令和9年度以降

検討

調査・計画

設計

工事
↓
建物活用



丹後震災記念館
耐震化・利活用検討プロジェクト

※丹後震災記念館の改修を行う場合の想定される関係法

- ▶京都府文化財保護条例関係…指定文化財現状変更
- ▶建築基準法関係…構造補強：計画通知(建築確認申請)
補強以外で適用除外を受ける必要がある部分：建築審査会
- ▶急傾斜地法関係(土砂災害警戒区域(急傾斜)指定)
- ▶都市計画法関係(非線引き都市計画区域) など

丹後震災記念館耐震化・利活用の方向性 フローチャート(方針書より)

(4) 基本計画の目的と位置づけ

本計画は、方針書をもとに、丹後震災記念館の具体的な耐震化・利活用のあり方を示すことを目的としたものである。再度の耐震診断調査、耐震補強の工法調査、改修にかかる概算調査等の結果を反映し、また令和6年度に実施したパブリックミーティングや、令和7年度実施の公民連携サウンディング型市場調査の結果なども踏まえた利活用のあり方を提示する。

京丹後市は、丹後震災や三八豪雪（1963（昭和38）年）など甚大な自然災害を経験してきた歴史があり、「京丹後市地域防災計画」（2025（令和7）年2月18日修正）を作成し防災を進めている。その中でも文化財の災害予防、応急対策、災害復旧・復興を進めることとしている。「京丹後市地域防災計画」の中で、文化財災害予防計画では「市内に存する文化財は貴重な国民的財産であり、永く後世に伝え、保存継承するため、消防設備の設置、耐震補強等万一の災害時にも被害を最小限にとどめるよう必要な予防施策の推進に努める」と基本方針を設定している。

また、「京丹後市文化財保存活用地域計画」（2022（令和4）年12月16日文化庁認定）では、基本方針2の中のストーリー1-3<災害の歴史と記憶を伝える>に関する方針において、「災害の記憶を伝える遺構を適切に保存し、教育や観光に活かす」としている。これにより、「丹後震災100周年の取り組み」・「丹後震災記念館の保存・活用」を措置として掲げている。

このように、文化財分野はもちろん、地域防災計画において、市全体で防災まちづくりを進めているところであり、この中で、丹後震災の記憶を後世に伝える記念施設として建てられた丹後震災記念館の保存活用は重点的な位置付けにあると言える。

本計画は、このような本市の他の計画と整合を図りながら防災・文化財に関して推進している取組の個別具体的な事業の一つとして、将来的な丹後震災記念館の耐震化・利活用につながる根幹となるものである。



2. 基本情報

(1) 丹後震災の概要 [植村2013a・c・d、市教委2014]

北丹後地震（以下、丹後震災）は、1927（昭和2）年3月7日18時27分に丹後半島で発生した直下型地震である。地震の規模（マグニチュード）は7.3で、震度6相当の揺れがあり、夕食時であったため火災による被害が大きく発生した。死者は2,925名にのぼり、特に断層沿いに位置した網野・峰山・加悦・岩滝などで被害が集中し、峰山町では9割以上の建物が倒壊している。

地震により、丹後半島を南北に走る「郷村断層」と、東西に走る「山田断層」の一部が地表に現れ、学術的に特に重要とされた樋口地区・小池地区・生野内地区は1929（昭和4）年12月17日に国の天然記念物に指定された。

なお、丹後震災は日本において初めて「活断層」の用語が使われたことでも特筆されるものである。丹後震災4年前の1923（大正12）年には関東大震災が起こり、1925（大正14）年には東京大地震研究所が設立されるとともに、同年には北但馬地震が起こるなど、日本全体で地震災害の研究に関心が高まっていたため、丹後震災では東大地震研究所の今村明恒をはじめ多くの研究者が調査を行った事実も知られるところである。

震災からの復興にあたって、峰山町では、関東大震災後の復興局に勤務経験のあった福知山出身の小林善九郎を助役として招き、道路拡幅等の復興に着手した。産業復興を優先とし、過密市街地の区画整理はせず、町の区画を大きく変えない形で復興をした経緯がある。他方、網野町では大規模な区画整理を実施し、浅茂川への府道と現国道178号を基準道路とした格子状の街路を設定した。当時の都市計画法では地方小都市は対象外のため、浸水を理由に市街地を農地に地目変更し、耕地整理事業として実施した経緯があり、復興のあり方に町ごとの特徴が見て取れる。

現在、京丹後市では丹後震災発生時間に黙祷・記憶継承のためのサイレンを毎年流している。また、丹後震災は全国統一防火運動のきっかけであり、震災から3年経った1930（昭和5）年3月7日に大日本消防協会（現：日本消防協会）は、第1回の防火運動を近畿地方で実施している。



郷村断層樋口地区の様子



峰山町のバラック
（丹後大地震絵葉書）



峰山町公報第14号
1930（昭和5）年9月20日
（小林善九郎退職挨拶）

(2) 丹後震災の復興建築

丹後震災は、丹後地方に甚大な被害をもたらした。この震災からの復興は、丹後の建築物の歴史を語る上での大きな画期であり、震災復興の過程における建築物の位置づけを考えることは極めて重要なことである。特に丹後震災記念館は、震災の記憶を伝える施設として、震災復興を直接表す施設であった点で、他の学校・役場・神社等の復興建築とは一線を画す存在であると言える。神社・小学校校舎の復興建築については、『丹後震災からの建築復興過程に関する調査研究報告書－神社・小学校校舎を中心に－』[大場2007]に詳しく、ここでは丹後震災記念館との性格の比較を語る上で重要な現存する公共建築物としての、峰山小学校旧本館、旧口大野村役場庁舎、久美浜町公会堂について、その概要を記載する。

なお、京丹後市内には峰山小学校旧本館の他にも昭和初期の鉄筋コンクリート造の小学校校舎が存在したことがあり、古い例では、1925（大正14）年5月23日発生の北但震災からの復興建築として、久美浜尋常高等小学校（現・久美浜小学校）の鉄筋コンクリート造2階建て校舎が1925（大正14）年9月30日、及び1926（大正15）年11月30日に竣工している。丹後震災の翌日である1927（昭和2）年3月8日の夜には暴風雨と雪どけの被害から逃れるため付近の罹災者が鉄筋コンクリート造校舎に避難しており、避難場所として機能した歴史を有する。

これに次いで、延利尋常高等小学校も1927（昭和2）年12月11日竣工の鉄筋コンクリート造2階建て校舎を有し、当時校長の渋谷清明が東京の鉄筋コンクリート造校舎の見学に出向くなど精力的に動き、鉄筋コンクリート造の新校舎の建築に結びついている。

◀峰山小学校旧本館▶

○建物の基本情報

- ・ 建築：1929（昭和4）年11月3日竣工
- ・ 設計：一井九平（京都府技師）
- ・ 施工：山虎組
- ・ 構造：鉄筋コンクリート（RC）造
- ・ 文化財指定等：なし



○建物の概要 [大場2007]

震災当時、峰山尋常高等小学校であった校舎のうち、奉安殿を残し木造校舎が全焼。直後から校庭に大天幕を張って授業再開、同年6月にはバラック校舎が建てられた。平行して現在の峰山小学校の土地を買収し、旧校地を拡張し、鉄筋コンクリート造の本館と木造校舎を建設。鉄筋コンクリート造の新校舎は、アーチ型の縦長窓が連続するほか多くの部分で、同じ一井九平設計・山虎組施工である丹後震災記念館と同様の特徴を示しており、一井の特徴がよく表れている。

なお、約2年前に延利小学校で鉄筋コンクリート造校舎建築の経験を有した渋谷清明が峰山小学校に転任し、校舎復興における学校側の担当者として、鉄筋コンクリート造の本館建築に携わっていた。渋谷と一井により完成を見た現存する峰山小学校旧本館は、小学校の復興校舎を代表するものであると言え、丹後の近代小学校建築の歴史を見る上で重要な建築物であると言える。

丹後震災記念館と同じく、耐震性能不足により平成24年から立入禁止中である。

《旧口大野村役場庁舎》

○建物の基本情報

- ・ 建築：1930（昭和5）年1月1日竣工
- ・ 設計：不明
- ・ 施工：不明
- ・ 構造：木造（鉄筋コンクリート造の地下室付）
- ・ 文化財指定等：国登録文化財



○建物の概要 [大場2017a]

現在、和風民家が立ち並ぶ景観の中で唯一擬洋風のモダンな様相を呈しており、特異な存在感を放っている建築物である。町有建物台帳以外に記録資料が残っておらず、設計者・施工者をはじめ建物に関する詳細は不明な点が多い。建築地が1929（昭和4）年1月8日に個人所有から口大野村所有になり、町有建物台帳で1930（昭和5）年1月1日竣工の記事があることから、1929（昭和4）年1月8日以降の年内に建造されたとみられる。

建物は洋風の寄棟造り木造2階建ての主体部に、和風の入母屋造り木造2階建て（外観は下見板張り）の付属棟が接続する。町有建物台帳によると、付属棟には1941（昭和16）年11月に2階和室が増築されており、現在の外観・内観の構造からみて増築されたことは間違いない様子がよくわかる。主体部の1階は事務室、2階は議場、付属棟の1階は宿直用の管理施設、2階増築部分は客間として整備されたと考えられている。

沿革をたどると、1951（昭和26）年4月1日から町村合併により大宮町役場、1955（昭和30）年1月1日から口大野公民館、1977（昭和52）年1月1日から京都銀行口大野支店（同年8月31日銀行使用終了）、同年11月1日から大宮町商工会館（1997（平成9）年8月商工会館使用終了）、という経過であり、様々な用途に使われてきたことがうかがえる。

部分的な改変はあるものの、南半の洋風部分と北半の和風部分を併せ持つ様子に変化はなく、建築当初の姿をよくとどめている点が評価され、1999（平成11）年7月8日、国登録文化財となっている。

《久美浜町公会堂》

○建物の基本情報

- ・ 建築：1930（昭和5）年4月15日竣工（口伝）
- ・ 設計：不明
- ・ 施工：不明
- ・ 構造：木造
- ・ 文化財指定等：なし



○建物の概要 [大場2017b]

久美浜町公会堂の詳細は史料を欠き不詳だが、北但震災・丹後震災の2度の震災を経て同町浜公園に震災記念塔とともに建設されたものである。入母屋造りの木造平屋建て、大型の集会施設である。震災を記念する建物であり、当地の近代和風建築の好個の事例として貴重な建物である。

(3) 丹後震災記念館の歴史的・社会的意義

(2) では、丹後震災の復興建築についてその現存する主だったものを概観したが、これを受けて復興建築の中での歴史的な位置づけ、さらには全国的な震災記念施設の中での社会的位置づけについて整理する。

《丹後震災の復興建築の中での歴史的な位置づけ》

丹後震災記念館は、丹後震災から2年後の1929（昭和4）年12月18日に竣工している。丹後震災の復興建築の中で、丹後震災記念館は建築史的にどのような位置づけにあるのか整理したい。

昭和初期の珍しい鉄筋コンクリート造の建築物としても有名な丹後震災記念館であるが、復興建築を見たときに、古い例としては北但震災後に久美浜尋常高等小学校の鉄筋コンクリート造校舎が1925（大正14）年9月30日、及び1926（大正15）年11月30日に竣工しており丹後震災記念館から見れば4年程先立っている。

鉄筋コンクリートであるが、日本では1894（明治27）年に造家学会（現・日本建築学会）で紹介され広く知られるようになり、建物への利用については1900年代から始まったとされる。濃尾地震によって煉瓦造が大きな被害を受けたことで注目され、1916（大正5）年には軍艦島に日本最古の鉄筋コンクリート造の高層アパートが建築され、1923（大正12）年の関東大震災以降、本格的に発展するものである。関東大震災から2年後の北但震災復興で既に丹後においても学校校舎において鉄筋コンクリートが導入されていたことは、全国的な鉄筋コンクリート造の建築史を見る上でも重要なことであろう。

その後、延利尋常高等小学校においても鉄筋コンクリートが導入され、この時の渋谷校長が峰山小学校旧本館の建築に担当者として携わり、その旧本館の設計者である一井九平が同じく設計し旧本館と時を同じくして丹後震災記念館が建てられたことは、丹後における鉄筋コンクリート造の導入・普及過程を連続して語るものである。

一方で、地震対策として小学校校舎に用いられてきた鉄筋コンクリートが、学校校舎でない震災記念施設に採用されたことは特異なことである。

建物の性格を見た時に、丹後震災の「震災記念」という意味での復興建築は、久美浜公会堂と丹後震災記念館が挙げられるが、集会所である久美浜公会堂と違い、慰霊祭を行い震災資料を収集するなど直接的に震災記念事業を行う施設であることが丹後震災記念館の大きな特徴であると言える。

このように、丹後震災記念館は、丹後における鉄筋コンクリート造の導入・普及過程を示すとともに、復興建築の中で直接的に「震災記念」という意味を持つ特異な施設であったと言える。

《全国的な震災記念施設の中での社会的な位置づけ》

○建物の特徴と一井九平について

丹後震災記念館は、当時では珍しい鉄筋コンクリート造を採用し、窓の開口を極力小さくするなど耐震性能を意識した建築物である。

また、近代建築物としての価値は、1983（昭和58）年に日本建築学会により「日本近代建築総

総覧」に収録されていることから明らかであるといえる。

設計に携わった一井九平は、私立工手学校（現在の工学院大学）造家学科の第1期生で、設立にも関わった片山東熊が同課の主理であったことから、ジョサイア・コンドルに始まる日本近代建築の薫陶を大いに受けていたとも考えられる。

一井は工手学校卒業後、東京府土木課に所属、その後、岡山・福岡などで公共事業に携わり、1901（明治34）年から京都府に所属、松室重光の下で京都府庁日本館の設計などに携わり、キャリア晩年である1927（昭和2）年8月～1929（昭和4）年3月まで峰山に赴任、丹後震災記念館・峰山小学校などの設計に携わった。

○全国的な位置付け

丹後震災記念館以外の近代（戦前）における震災記念施設としての建築物は、濃尾地震（1891（明治24）年）に対する岐阜震災記念堂、関東大震災（1923（大正12）年）に対する震災記念堂・復興記念館、横浜市震災記念館、横須賀市震災記念閣、昭和三陸地震（1933（昭和8）年）に対する宮城県震嘯・海嘯記念館（県内32か所）が挙げられるが、明治～昭和期の大規模な地震災害の発生件数と比較してみると数が多いとは言えない。

また、宮城県下の32施設は他施設と比べ集会所兼避難所としての性質が強く、これらを除外して考えると建築物としての震災記念施設は非常に少ないと言える。

丹後震災記念館は、東京都の復興記念館と比較すると、震災関係資料の展示はほとんど行われておらず、館内に掲示の震災絵画も建築から時期が下り、1936（昭和11）年頃のものであることから絵画展示も東京都の震災記念堂・復興記念館、横浜市震災記念館の影響を大きく受けてのことと考えられ、震災記念施設ではあるものの、全国的な同様の施設の中では比較的活動が低調であったと考えられる。また、丹後震災記念館は慰霊祭の実施が大きな目的ではあるが、慰霊専用の施設でもない。

全国的には「震災記念館」という存在は、慰霊に限らず震災の記憶を後世に伝える広い意味合いで命名されたもので、そのシンボルであったと言える。その中で丹後震災記念館の使用実態というのは特異なものであると認識できる。

ただ、現存する記念施設は、丹後震災記念館・岐阜震災記念堂、震災記念堂（現在は東京都慰霊堂）・復興記念館のみであり、震災の記憶を後世に伝える施設として貴重な存在となっている。また、近代において稀有な震災の記憶と教訓を記録する記念建築物であるとともに防災啓発施設である。近年保存の機運が高まっている日本近代建築の正統に位置する建築物として価値も有しており、長く後世に伝えられるべき施設であると言える。



復興記念館（東京都墨田区）



震災記念堂（岐阜市）

3. 現況と課題整理

(1) 丹後震災記念館の基本情報と周辺環境

〈基本情報〉

丹後震災記念館は、現在「薬師ヶ丘桜の森公園」と呼ばれている峰山町室の高台に、京都府が1929（昭和4）年12月18日に建築した建物である。建物の南隣には、同年3月に震災記念塔が建立されている。震災3周年からは、京都府が設立した財団法人丹後震災記念館（1930（昭和5）年1月7日成立）が主体となり、丹後震災記念館にて慰霊祭が催行され、震災10周年の1937（昭和12）年まで毎年続いた。その後、1943（昭和18）年と1948（昭和23）年に慰霊祭が行われた。1954（昭和29）年12月18日に財団法人は清算決議・解散後、丹後震災記念館は峰山町に無償譲渡され、1955（昭和30）年2月1日から峰山町中央公民館と峰山町立図書館として利用され、1981（昭和56）年4月11日からは峰山町練成道場として2012（平成24）年3月末まで利用されてきた。

丹後震災記念館			
建物名称	丹後震災記念館	所在地	京都府京丹後市峰山町室1198
構造	鉄筋コンクリート(RC)造	階数	地上2階・地下1階・塔屋付
着工日	1929（昭和4）年6月8日	竣工日	1929（昭和4）年12月18日
設計	一井九平（京都府技師）	施工	山虎組
建築面積	526.16㎡	延べ床面積	711.88㎡ 2階150.98㎡ 塔屋27.69㎡ 1階506.81㎡ 地階26.40㎡
文化財	京都府指定文化財	指定日	2005（平成17）年3月18日
都市計画	都市計画区域内	用途地域	指定なし（非線引き）
土砂災害防止法	施設及び敷地の一部が土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）		
急傾斜地法	敷地の一部が急傾斜地崩壊危険区域（建物は区域外）		

〈周辺環境〉

丹後震災記念館は、府道17号（網野峰山線）と市道（呉服二箇前川原線）が接する位置にある高台（薬師ヶ丘桜の森公園、標高約58m）に立地している。

丹後震災記念館には自動車の場合、市道（呉服富貴屋線）を通過して登り、普通自動車7台程の駐車スペースがある。自動車で丹後震災記念館に直接アクセスする場合はこれが唯一のルートであり、離合不可能な道を登ることになり、駐車台数も少ないことから、現状においてアクセスに課題を有している。

徒歩の場合、府道17号沿いの峰山町第四区公民館の脇から階段で丹後震災記念館まで登る。

周辺には、徒歩圏内に、公共施設（京丹後市役所峰山庁舎、峰山総合福祉センター）や学校（京丹後市立峰山小学校、京都府立峰山高等学校）、病院（丹後中央病院）等がある。少し足をのばすと、京都丹後鉄道の峰山駅や、京都府丹後文化会館、京丹後市立峰山図書館のほか、商業施設（スーパーマーケット、ドラッグストア）、宿泊施設、飲食店などもある。

丹後震災記念館単体で見るとアクセスの課題等はあるが、周辺施設との連携により、エリアとして地域の賑わいや魅力向上に貢献できる可能性はあると考えられる。



丹後震災記念館の周辺環境（地図はMapFanより）

(2) 建築的・文化財的価値

震災1周年における大海原重義京都府知事の談話において、全国から寄せられた震災義援金残金の使途として震災記念施設の建設の構想が語られ、震災2周年に際して京都府学務部長より財団法人の設立、震災記念館の建設、全（同）記念物の保存、慰霊祭の施行、地震に関する研究調査、社会教化施設の設置が建議された。（ただし、建議された内容のうち、地震に関する研究調査は実現せず、記念物の収集保存もそれほどの成果を上げられなかったようである。）

これを受け、1929（昭和4）年3月に震災記念塔が建立され、12月に丹後震災記念館が竣工した。

丹後震災記念館の設計は、前述している通り京都府技師の一井九平であり、震災直後に復興のため設置された京都府峰山出張所に赴任し公共施設の設計にあっていた。なお、施工の山虎組は、京都市役所庁舎の施工でも知られるところである。

以下、丹後震災記念館の建築的・文化財的価値について、文化財指定時の資料（平成16年度京都府文化財保護審議会建造物部会資料『丹後震災記念館調査報告書』）及びこれを受けての『京都の文化財』（岡本2005）を参考にその概要を記載する。

丹後震災記念館は、正面部分の南北棟に講堂と講堂裏の東西棟が背面から取り付き、T字型の平面形を呈している。装飾デザイン的には、ポーチと窓にアーチを用いたシンプルな意匠で、軒蛇腹と歯飾り（デンティル）をあしらっている。

建物は、鉄筋コンクリート造の躯体を採用し、窓の開口を極力小さく設けるなど耐震性能を考慮している。昭和初期の鉄筋コンクリート造の建物は丹後ではそれほど普及しておらず、現存する例も少ない。『奥丹後震災誌』[京都府1928]には「鉄筋コンクリート造は、最も耐火、耐震、耐久的なる構造方法なり。」とあり、信頼されていたことがよくわかる。

このような背景のもと丹後震災記念館は、

- ・開口を小さく抑えたラーメン構造を用いる点や、細部にまで配慮した意匠が評価されるとともに、
- ・一井九平の数少ない作品として貴重な建物とされる。

また、元講堂祭壇前の舞台撤去や床の張替がなされているが、当初の姿をほぼそのままに伝えており、建築当時の図面は残らないものの仕様書などの工事関係資料が残っており詳細がわかる点でも貴重とされる。



完成当時の丹後震災記念館と震災記念塔



昭和12年 震災10周年慰霊祭の様子

(3) 利活用の経過と課題

《丹後震災記念館の利活用の経過》〔市教委文化財保護課2009、新谷2013〕

○建物の構想

丹後震災記念館は、その建築前、震災1周年における大海原重義京都府知事の談話において、全国から寄せられた震災義援金残金の使途として、「震災記念館の如き性質の会館を建設し、郷村の断層の写真を初め震災記録、史料等を保存せしめ、罹災地の子々孫々をして昭和二年三月七日を追憶せしむる事をしたい」とあり、建物の建設とともに写真をはじめとした震災記録や資料等の保存が考えられていたことがわかる。

震災2周年の1929（昭和4）年3月7日慰霊祭後に、震災地関係町村との会合があり、京都府学務部長から財団法人丹後震災記念館の設立と震災記念館の建設が建議された。この挨拶文案には「財団法人を設立致しまして 一、震災記念館の設立 一、全記念物の保存 一、慰霊祭の施行 一、地震に関する調査研究 一、社会教化施設 等を為す」とある。この丹後震災記念館の建設に先立ち、1929（昭和4）年3月に震災記念塔が建立されるが、その敷地と道路整備には丹後震災記念館の建設用地が含まれており、記念塔の建設段階には丹後震災記念館の建築構想が完成していたことがわかる。ただ、丹後震災記念館の設立は構想されていた一方で、その活用についてどこまでの内容が決められていたかは不明である。

○財団法人の設立と慰霊祭の執行

1930（昭和5）年1月7日、財団法人丹後震災記念館の設立許可が文部大臣より下り、名実ともに成立となった。これにより、同年3月7日の震災3周年には、財団法人主催で、午前9時から丹後震災記念館の竣工式、10時からは慰霊祭が、丹後震災記念館にて執行された。

慰霊祭は、1931（昭和6）年からは隔年交替で神式（昭和6・8・10・12年）・仏式（昭和7・9・11年）により執行されている。

なお、1932（昭和7）年3月7日の理事会で丹後震災記念館の管理を峰山町長へ委任する旨が決議され、これにあわせて丹後震災記念館の各部屋の使用料も決められ、貸館業務が加わっている。

1937（昭和12）年3月7日の慰霊祭以降は、慰霊祭の執行が5年毎とされ、これにより、財団法人の活動は必然的に少なくなった。1940（昭和15）年春に来館した東舞鶴市の山本文頭は、「震災記念館とあるからは、震災記念資料博物館といふ期待を抱いて訪ねたのであるが記念資料の展観が申訳に過ぎぬ実態はどうしたことか」と記しており、資料収集や展示がほとんど行われていなかったことがわかる。

○事務所化・戦時体制から最後の慰霊祭へ

財団法人の活動縮小とともに、丹後震災記念館も1933（昭和8）年に京都府財務出張所が一部（2階広間一室）を事務所として使用、1942（昭和17）年7月1日には京都府奥丹後地方事務所が建物のほぼすべてを事務所として使用し、また福知山連隊区徴兵署が入っていたようである。1942（昭和17）年10月14日時局講演会、1943（昭和18）年3月7日には丹後震災15周年の慰霊祭（仏式）が行われたが、その後は財団法人の理事会開催も不明になる。戦後、1948（昭和23）年3月7日に震災22周年慰霊祭が執行され、財団法人主催の最後の慰霊祭となった。

○財団法人の解散と峰山町での活用

1953（昭和28）年7月11日の理事会において財団法人解散の決議が行われ、京都府の採納辞退により、建物・備品は峰山町へ、郷村断層の土地は網野町へ無償譲渡された。1954（昭和29）年12月18日、財団法人の清算報告が行われた。

丹後震災記念館は峰山町への無償譲渡により、1955（昭和30）年2月1日から峰山中央公民館と峰山町立図書館が入った。その後、公民館と図書館は1980（昭和55）年に現在地へ移転し、1981（昭和56）年4月11日からは峰山町練成道場として2012（平成24）年3月末まで利用された。2階部分は、埋蔵文化財の整理室として使用されてきた経過もある。峰山町譲渡後のこの間、丹後震災記念館での慰霊祭は全く行われず、財団法人の解散を契機に当初の目的を失った状態となった。

なお、峰山町立図書館が丹後震災記念館に入っていた頃の1972（昭和47）年3月、第1回丹後震災記念展が開催され、その歴史がスタートした。その後毎年丹後震災記念展が開催され、1979（昭和54）年までは丹後震災記念館を会場として峰山町立図書館が主催し開催された。1980（昭和55）年の図書館移転により、丹後震災記念展も峰山中央公民館（現・峰山地域公民館）2階展示室へ移転した。1996（平成8）年からは、事業主体が峰山町教育委員会へ移り、峰山町文化財保護研究会との共催となった。京丹後市合併後も引き続き開催され、2009（平成21）年からは京丹後市教育委員会単独主催となり現在に至っている。なお、震災80周年にあたる2007（平成19）年から2010（平成22）年までは、丹後震災記念館を会場として使用していたが、建物の老朽化により、2011（平成23）年より再び峰山地域公民館に戻っている。最近では、令和6年3月開催の第53回展示を峰山地域公民館の工事により、京丹後市役所峰山庁舎で開催した。

《丹後震災記念館の利活用の課題》

丹後震災記念館は、構想段階から財団法人による運営に至る初期段階で既に建物の活用方針ははっきりせず、慰霊祭は行っていたものの、震災資料の収集展示も低調であり、事務所化していった経過が見える。また峰山町に無償譲渡されてからも図書館・公民館・道場・埋蔵文化財整理室といった、丹後震災の記憶継承と直接関係しない部分での使用が主となっており、使用経過から震災記念施設としての機能をほぼ消失してしまった状態にあると言える。

このような状況から、震災の記憶継承を担う施設として、建設当初の思いを再考し、改めて丹後震災記念館の存在意義を考え、震災記念施設としてのあり方を整理し再出発することが利活用の上での大きな課題である。



第1回丹後震災記念展（1972（昭和47）年3月）



峰山町立図書館時代の丹後震災記念館（昭和40年代）

丹後震災記念館の利活用の経過

年代	丹後震災記念館の利活用の動向 ※【 】はその当時の管理主体を示す。 (府：京都府、財：財団法人、町：峰山町、市：京丹後市)
1928 (昭和3) 年	【府】 震災1周年 大海原府知事談話
1929 (昭和4) 年3月7日	【府】 震災2周年 京都府学務部長挨拶
1929 (昭和4) 年12月18日	【府】 丹後震災記念館竣工
1930 (昭和5) 年1月7日	【財】 財団法人成立
同年3月7日	【財】 震災3周年 AM9時：丹後震災記念館竣工式→AM10時：慰霊祭
1931 (昭和6) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
1932 (昭和7) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
同年3月7日	【財】 理事会 (丹後震災記念館の管理を峰山町長へ委任する決議)
1933 (昭和8) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
同年	【財】 京都府財務出張所が一部 (2階広間一室) を事務所として使用開始
1934 (昭和9) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
1935 (昭和10) 年	【財】 慰霊祭 (神式)
1936 (昭和11) 年	【財】 慰霊祭 (仏式)
1937 (昭和12) 年3月7日	【財】 慰霊祭 (神式)
1940 (昭和15) 年春	【財】 東舞鶴市の山本文顕来館
1942 (昭和17) 年7月1日	【財】 京都府奥丹後地方事務所が建物のほぼすべてを事務所使用開始
1942 (昭和17) 年10月14日	【財】 時局講演会
1943 (昭和18) 年3月7日	【財】 丹後震災15周年慰霊祭 (仏式)
1948 (昭和23) 年3月7日	【財】 丹後震災22周年慰霊祭 (財団法人主催の最後の慰霊祭)
1953 (昭和28) 年7月11日	【財】 理事会 (財団法人解散の決議) →峰山町へ無償譲渡
1954 (昭和29) 年12月18日	【財】 清算報告 (解散)
1955 (昭和30) 年2月1日	【町】 峰山中央公民館と峰山町立図書館が入る
1972 (昭和47) 年3月	【町】 第1回丹後震災記念展 (その後毎年開催)
1979 (昭和54) 年	【町】 丹後震災記念館での丹後震災記念展終了
1980 (昭和55) 年	【町】 公民館と図書館は現在地へ移転
同年	【町】 丹後震災記念展も峰山中央公民館 (現・峰山地域公民館) 2階展示室へ移転
1981 (昭和56) 年4月11日	【町】 峰山町練成道場となる
1996 (平成8) 年	【町】 丹後震災記念展主体が峰山町教育委員会へ (峰山町文化財保護研究会共催)
2007 (平成19) 年	【市】 震災80周年に際し、丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2008 (平成20) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2009 (平成21) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催、京丹後市教育委員会単独主催へ
2010 (平成22) 年	【市】 丹後震災記念展を丹後震災記念館で開催
2012 (平成24) 年3月末	【市】 閉館 (耐震診断調査により耐震性能不足)
2012 (平成24) 年4月1日	【市】 立入禁止

(2) 建物の現況

丹後震災記念館は、平成24年4月に内部立入禁止としてから現在に至るまで、自動火災報知器の設置や雨漏り等の修繕、屋上の雨水の排水管の補修、枯れ葉の除去等、日常的な維持管理を行いつつ、定期的に京都府教育庁指導部文化財保護課の技師による状態確認もいただいているが、鉄筋のサビ膨れや雨漏りなどによる劣化が進行している状況にある。

周辺の樹木からの落ち葉により排水不全が生じていることも、躯体を傷めている原因の一つであったことから、令和5年度に可能な限り周辺樹木の伐採を行った。また、講堂内に掲示してあった伊藤快彦の震災画3点も傷みが進んでいたため、同年度中に取り外して現在修理を進めている（令和7年度までの3か年事業）。

令和7年度には、雨風等の流入を防ぐため割れた窓ガラスを塞ぐ工事費を予算計上し、執行中である。今後、建物の劣化進行をなるべく抑える処置として、防水シートの再設置や雨樋の補修、サイレン撤去など、状況に応じて方針書に基づき対応が必要である。

丹後震災記念館の主だった表面的な損傷

地階 地下室		車寄せ（ポーチ）	
			
現況	窓サッシの損傷、天井木材の損傷・剥落あり。移動不可能なL字型の構造物あり。	現況	雨水浸透によるシミや、モルタル剥落、鉄筋露出、屋上防水シートの劣化、雨樋損傷あり。
1階 事務室（北）		1階 事務室（南）	
			
現況	壁面にひび割れあり。	現況	表面塗装の剥落、天井部にカビあり。

1階 玄関		1階 講堂	
			
現況	玄関南側（更衣室周辺）の床が腐食し軟弱化、また扉が破れている。	現況	窓ガラスの損傷、壁面のひび割れ、天井部からの雨漏り、雨水浸透によるコケ付着、モルタル・コンクリート剥落、鉄筋の錆びつき・露出。

2階 資料室		屋上	
			
現況	窓ガラスの損傷、天井部からの雨漏り、雨水浸透によるコケ付着、表面塗装・モルタルの剥落、鉄筋の露出。	現況	防水シートの劣化、塔屋の窓ガラス損傷、サイレンの過重負荷。

外観	
	
	
現況	雨水浸透によるシミや、モルタル剥落、雨樋損傷、意匠剥落あり。

(5) 耐震診断調査の概要 (平成23年度)

本市教育委員会では、平成23年度に丹後震災記念館の耐震診断調査を実施し、この結果、耐震性能不足と診断され、2012 (平成24) 年から内部立入禁止としている。以下に平成23年度耐震診断調査報告の概要を転載する。

《耐震診断調査の結果》

丹後震災記念館耐震性能判定表

事業名				都道府県名	京都府	都道府県番号	26		
番号	設置者名	京丹後市		施設名	丹後震災記念館				
建物区分	<input checked="" type="radio"/> 施設	屋体	寄宿	階数	2	構造の種類	<input checked="" type="radio"/> RC <input type="radio"/> S <input type="radio"/> SRC <input type="radio"/> W その他()		
耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積		左のうち今回診断対象分				
	記念館	S4.	712 m ²		712 m ²				
適用した方法	<input checked="" type="radio"/> 第2次診断 <input type="radio"/> 屋体診断基準 <input type="radio"/> その他 ()								
診断実施者名	(株)山崎設計 山崎 友也		左の持つ資格名	一級建築士 (登録番号 219288 号) 耐震診断講習会 受講番号第5715号					
コンピュータソフトを使用した場合そのソフト名, 作成者名	DOC-RC/SRC (株)構造システム								
判定委員会の名称	京都府建築物耐震診断改修計画等判定委員会								
I _S (I _W)又はq (C _{TU} ×S _D)が不足の方向・階	けた行き			はり間			I _S (I _W)が最低の方向・階 階数 1		
	<input checked="" type="radio"/> 1階	<input checked="" type="radio"/> 2階	<input type="radio"/> 3階	<input type="radio"/> 4階	<input type="radio"/> 5階	<input checked="" type="radio"/> 1階		<input checked="" type="radio"/> 2階	<input type="radio"/> 3階
I _S (I _W), q (C _{TU} ×S _D)各指標の最低値				建物全体の補強・改修内容について					
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合, その補強・改修方法を○で囲み, ()内に箇所数を記入						
E _o	0.46		RC壁 : 増設() 補強()						
E_o (S _D)	1.00		RCそで壁 : 増設() 補強()						
T	0.60		RC柱 : 増設() 補強()						
Z	1.00		ブレース : 増設() 補強()						
R _t	1.00		耐震スリット : 増設()						
I _S (I_W)	0.17		基礎 : 増設() 補強()						
E_o (C _{TU} ×S _D)	0.29		荷重軽減 : 軽減箇所名()						
コンクリート強度	11.4 N/mm ²	—	その他 : ()						
補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	千円			内, 耐震診断分(補強計画含)	千円				
耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見				診断が終了した日	平成24年2月27日				
既存建物の耐震性能の評価	けた行き方向の各階は強度が低く、所要の耐震性能が不足している。 はり間方向の各階は強度が低く、所要の耐震性能が不足している。 コンクリート強度が低く、又、中性化の進行も進んでいるため、耐震性に問題がある。								
補強設計と補強後の耐震性能の評価									

(注)本判定表は、構造別に作成する。

《事業者所見》

○調査結果について

- ① 6ヶ所採取したコンクリートコアの強度は平均 $8.8\text{N}/\text{mm}^2$ であった。一般的には $13.5\text{N}/\text{mm}^2$ 以上あることが望ましいとされており、躯体のコンクリート強度はきわめて脆弱と判断される。
- ② コンクリートコアは、大半が中心まで中性化が進んでいた。従って、建物に使用されたコンクリートの大部分は、経年変化により中心部まで中性化が進んでいると判断される。
- ③ はつり調査箇所の鉄筋は錆の進行もなく健全であったが、全体的に鉄筋が細く量も少ない。
- ④ 建物の柱の数が少なく、内部の空間が広い傾向にある。
- ⑤ 外壁のクラックや建物内部の雨漏り、内壁漆喰の崩落等があり、全体的に老朽化が進んでいる。
- ⑥ ①～⑤の結果を元に耐震性能を判定したところ、 I_s 値が0.2前後という結果となった。

建て替えを視野に入れながら補強の可能性を探るという数値であった。

- ⑦ 算定した I_s 値から必要な補強量を計算したところ、1階部分に23,000KNの補強、2階部分に15,000KNの補強が必要となる。

⑧ ⑦に示された補強を行うための補強計画の検討を行ったが、建物の構造上の問題（③④）や建物面積が小規模である点から、補強を行うだけのスペースを確保することができないことがわかった。免震構造を併用して補強を行うことも検討したが、免震構造をとるための工事を施行するだけのスペースが確保できないことがわかった。そのため、現行の建築基準法に見合った耐震補強を行うことは不可能と判断した。

○今後の課題等について

耐震強度が不足しているため、大地震の際には倒潰する恐れがある。建築後80年以上経過しているため、躯体の状況はこれ以上良くならない。という前提のもとで考える必要がある。

またコンクリートコアの中性化深さ試験の結果から、躯体中心部まで中性化が進んでいることが判明したため、丹後震災記念館は躯体内に水がまわると、鉄筋がすぐに錆びてしまう現状にあることがわかった。また京丹後市は、冬季に積雪や氷点下の気温となる時期があることから、躯体内にまわった水が凍結・膨張して躯体を破壊する可能性もある。

そのため、今後、建物を維持していく方策として

- ① 外壁の亀裂補修や屋根まわりの補修を行い、躯体内に水がまわらないようにして、建物本体の劣化進行速度を遅らせる必要がある。
- ② 耐震強度が不足しているため、使用していない屋上スピーカーの撤去・内部の什器等の撤去などによる躯体の重量軽減が必要。等の方策をとる必要がある。

《事務局まとめ》

以上が平成23年度耐震診断調査報告の概要である。

当時の結果としては、 I_s 値0.17（建て替えを視野に入れた検討が必要）、現行の建築基準法に見合った耐震補強を行うことは不可能と判断されるとともに、躯体中心部まで中性化が進んでいる状況が確認された。非常に厳しい結果となり、耐震補強案を考えるまでに至ることができない状況であった。

(6) 耐震診断調査の概要 (令和7年度)

前回の診断から10年以上の年月が経過し、建物状況も変化中、改めて丹後震災記念館の耐震化の道筋を探るには、現状をもう一度見極める必要があった。方針書では、再度の耐震診断調査の必要性を記載し、令和7年度、耐震診断の再調査を行うに至った。以下に令和7年度の耐震診断調査報告の概要を転載する。

◀耐震診断調査の結果▶

丹後震災記念館耐震性能判定表

事業名				都道府県名	京都府	都道府県番号	27
番号	設置者名	京丹後市		施設名	丹後震災記念館		
建物区分	校舎	屋体	施設	階数	2+PH	構造の種類	RC S SRC W その他()
耐震性能の診断の対象となった棟	棟番号	建築年	面積		左のうち今回診断対象分		
	丹後震災記念館	S4	712 m ²		712 m ²		
適用した方法	第2次診断 屋体診断基準 その他 ()						
診断実施者名	(株)山崎設計 山崎 友也		左の持つ資格名	一級建築士(登録番号 219288号) 耐震診断講習会 受講番号第5715号			
コンピュータソフトを使用した場合そのソフト名, 作成者名			DOC-RC/SRC (株)構造システム				
判定委員会の名称							
I _s (I _w)又はq (C _{TU} ×S _D)が 不足の方向・階	けた行き(X)			はり間(Y)			I _s (I _w)が最低 の方向・階
	1階	2階	3階—4階	PH階	1階	2階	
I _s (I _w), q (C _{TU} ×S _D)各指標の最低値				建物全体の補強・改修内容について			
耐震性能に係る各数値	既存建物	補強設計	補強前・補強後で左欄の数値が変更になった場合、その補強・改修方法を○で囲み、()内に箇所数を記入				
E _o	0.62		RC壁 : 増設() 補強() RCそで壁 : 増設() 補強() RC柱 : 増設() 補強() ブレース : 増設() 補強() 耐震スリット : 増設() 基礎 : 増設() 補強() 荷重軽減 : 軽減箇所名() その他 : ()				
≧ (S _D)	1.00						
T	0.80						
Z	1.00						
R _t	1.00						
I _s = (I_w)	0.37						
≧ (C _{TU} ×S _D)	0.46						
コンクリート強度	12.3 N/mm ²	-					
補強工事全体事業費 (老朽・質的整備等は含まない)	千円			内, 耐震診断分(補強計画含)	千円		
耐震性能の診断・補強設計を行った設置者の診断者の所見				診断が終了した日	令和7年9月30日		
既存建物の耐震性能の評価	コンクリート強度後低く、中性化についてもほぼ全域に近い状態で進んでいる。又、仕上げ材の劣化が著しく雨漏りも生じている。 X方向について、各階で、I _s <0.75となり耐震性能が不足している。又、PH階は壁量が少なく耐震性能が不足している。 Y方向について、各階で、I _s <0.75となり耐震性能が不足している。又、PH階は壁量が少なく耐震性能が不足している。						
補強設計と補強後の耐震性能の評価							

(注)本判定表は、構造別に作成する。

《事業者所見》

○調査結果について

・劣化調査結果（劣化・亀裂等）

かぶり部分の剥落など仕上げ及び躯体部分には大きな損傷が生じている部材が存在しており、一部鉄筋の腐食も見られることから、構造耐力上の性能が損なわれる大きな損傷と判断した。

・コンクリート圧縮強度調査結果

1階及び2階の算定強度が設計基準強度を下回っている。

・コンクリートの中性化深さ実測結果

中性化はかなり進行。測定深さより、ほぼ全域において中性化が進行していると思われる。

・建物不同沈下等調査結果

目視にて不同沈下の傾向は見られず、又、不同沈下に起因する壁面のひび割れも見受けられなかったため、建物の不同沈下は生じていないと判断した。

・その他

外部の仕上げ面にひび割れ、仕上げ材の剥離等がみられ、内部の仕上げ材においても、亀裂、剥離等が見受けられた。

○今後の課題等について

・今回、前回に比してコア圧縮強度に若干の数値の変動があり、また経年指標値の見直しを行った。ただ、誤差の範囲であり、全体的に状況が悪いことに変わりはない。

【コンクリート圧縮強度】 F_c 値：前回 11.4N/mm^2 →今回 12.3N/mm^2

【構造耐震指標】 I_s 値：前回 0.17 →今回 0.37

・中性化はほぼ全域に近い状態で進んでおり、鉄筋の錆の進行が進む可能性は非常に高くなっている。

・コンクリート強度も依然として最低基準強度（ $F_c=13.5\text{N/mm}^2$ ）以下であり、外観を損なわない方法での補強が非常に厳しい建物となっている。

・仕上げ材の劣化が激しく、又、雨漏りも生じていることから全面的な補修が必要であり、又、構造部材の劣化が著しい箇所も存在するため、仕上げ材の除去等を行い躯体を全面調査及び補修を行うなどの補修を実施する必要がある。

・文化財としての外観の維持をしたまま、耐震補強を行うことは非常に困難と思われる。可能性としては免振工法による補強が考えられるが費用がかなりかかると想定される。

《事務局まとめ》

平成23年度と比較して数値に若干の変動がみられたが、全体的に見れば建物の状況は厳しいことには変わりはない。

文化財としての外観の維持をしつつ耐震補強を行うことが非常に困難である状況を示し、求める利活用のあり方と文化財修理とのバランスを考えたより詳細な工法調査を行い可能性を見出すことが必要である。

4. 利活用の方向性

(1) 利活用の考え方

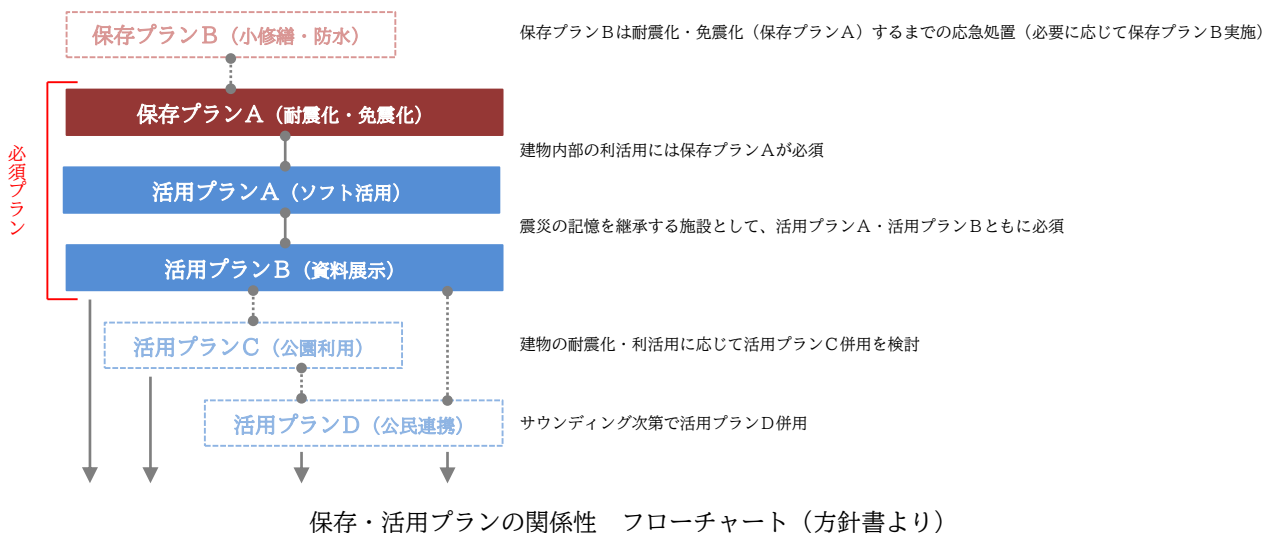
2-(3) でとまた通り、丹後震災記念館は、構想段階から財団法人による運営に至る初期段階で既に建物の活用方針がはっきりせず、峰山町に譲渡後も図書館・公民館・道場・埋蔵文化財整理室といった、丹後震災の記憶継承と直接関係しない部分での使用が主となり、震災記念施設としての機能をほぼ消失してしまった状態にある。

方針書は、令和6年度のパブリックミーティングの意見も踏まえ、上記の状態に至っている現状からの原点回帰には、機運醸成が必要不可欠であることを説き、「誰もが行きたいと思える場所とし、震災の記憶を伝え防災意識を高める」ことを、丹後震災記念館の耐震化・利活用の目指す先として検討を進めてきた経過がある。

上記の経過を踏まえ、方針書では、丹後震災記念館の活用の方向性として、以下のプランを提示した。これらの活用プランは、令和6年度パブリックミーティングにおいていただいた市民の意見を踏まえて、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会において検討を行ったものである。

- 【活用プランA】丹後震災記念館を舞台としたソフト活用（機運醸成）を、ジオパークはじめ多分野連携しながら震災100年以降も将来に渡って継続していくべきであり、これにより建物を活用し続ける必要がある。
- 【活用プランB】震災の記憶継承を担う施設として、建設当初の思いに立ち返り、震災関係資料を収蔵し展示できる施設とすることは必須。
- 【活用プランC】建物の耐震化・利活用との兼ね合いを考えながら、状況に応じて人々の憩いの場（サードプレイス）となるよう建物周辺を震災記念公園として再整備することを検討。
- 【活用プランD】震災関係資料の展示施設として保存活用しながら建物の一部だけを民間活用というのは、現実的に難しい可能性があり、事業者へのサウンディングが必要。

本計画では、利活用の方向性に関し、これらの経過に即して検討内容をまとめる。



(2) 公民連携サウンディング調査の概要

方針書にも記載のあった通り、公民連携による丹後震災記念館の活用方法を探るため、サウンディング型市場調査を実施する必要があり、今回実施した。

前提として、丹後震災記念館については、今後のあり方を議論する中で、耐震化を行うとなった場合の利活用や運営方法について、様々な角度からの検討が必要になっている。民間事業者に施設の利活用や運営方式、そのための条件などの聞き取り調査を行うため、サウンディング型市場調査を実施した。

実施の概要及び結果は次の通りである。

《実施概要》

○対象施設

丹後震災記念館（京丹後市峰山町室1198）

○調査目的

丹後震災記念館の有効活用に関する様々な手法の検討を前提に、民間事業者の自由な発想やノウハウによって、自ら事業主体となって同館の利活用を行う意欲のある事業者・団体等から広く意見や提案を求めるもの。

○事業提案にかかる条件

参加事業者から、建物の利活用に関する方針や事業手法等、幅広く自由に提案を受け付ける。ただし、以下の制限を設ける。

①「丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書」にあるとおり、市所有の震災関係資料を収蔵公開するエリアを確保するなど、震災記念施設であることを継承できるよう配慮すること。

②京都府指定文化財であり、建物の一部のみ保存や解体新築といった行為は考慮できない。建物全体を残し利活用をすることを前提とすること。

○情報提供資料

- ・丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査について 実施要領
- ・丹後震災記念館図面
- ・丹後震災記念館現状写真
- ・【様式1】現地見学会申込シート
- ・【様式2】エントリーシート兼アンケート用紙

○実施スケジュール

調査実施の公表・受付開始	令和7年8月28日（木）
現地見学会参加受付期限【参加任意】	令和7年9月4日（木）午後5時まで
現地見学会【参加任意】	令和7年9月11日（木）までの間で申込者と調整し決定
エントリーシート兼アンケート用紙の提出期限	令和7年9月18日（木）午後5時まで
サウンディングの実施期間	令和7年9月19日（金）～9月26日（金）
実施結果概要の公表	令和7年9月下旬～10月上旬（予定）

《実施結果》

丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査結果概要

1. 調査の概要

京丹後市教育委員会では、丹後震災記念館の利活用に関するサウンディング型市場調査を実施しました。その結果、2 者からサウンディング調査への申込があり、民間活用に向けた可能性を探るため、令和7年9月24日及び26日にヒアリング調査を実施しました。

実施経過

日 程	実 施 内 容
令和7年8月28日(木)	調査実施の公表
令和7年9月9日(火)・10日(水)	現地見学会
令和7年9月24日(水)・26日(金)	個別対話の実施
令和7年9月下旬～10月上旬	実施結果の公表予定

2. 事業者からの提案内容

《事業者 A》

1	施設の利活用の方針	<ul style="list-style-type: none">○主な機能として、以下3つの併存を提案。<ul style="list-style-type: none">・イベントホール（講演会、演奏会、結婚式、展示会など）・カフェスペース（簡単な飲み物、軽食） →調理設備の設置は現実的でなく、既製品を販売に出す想定。・コワーキングスペース（Wi-Fiを整備した読書室・学習室等）○使用例として、講堂をイベントホール、事務室2部屋（1階）を管理室と震災資料室・読書室、資料室2部屋（2階）を貸館スペース・コワーキングスペース・カフェスペースとして想定。
2	事業手法とその条件	<ul style="list-style-type: none">○指定管理者制度または業務委託を検討。○利活用の方向性がまだである現時点で指定管理料の算定は困難と判断。○独立採算での利活用は非常に難しいと判断。可能な限り公費負担の削減を目指し、段階的に自立を促す仕組みづくりを提案。
3	収益モデル	<ul style="list-style-type: none">○貸館利用による利用料金○自主事業開催による収入○飲食・物販による収入

4	地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ○利活用によって地域のランドマーク的な施設になる可能性あり。 ○震災啓発コーナーと日常的な地域利用により地域に愛される施設になりうる。 ○ベースは地域利用、イベント等開催により市内外からの集客を期待。 ○周辺の学校等との連携。
5	必要な行政支援	<ul style="list-style-type: none"> ○設備の再整備（水回り、Wi-Fi、駐車スペース、植栽等）。屋外棟でトイレの設置。 ○フレキシブルに用途変更が可能な整備。 ○丘の下に駐車スペースを一定数確保（アクセス道の拡充が困難、離合不可能な状態で建物まで車を通すのは事故のリスクあり）。従来の駐車場は身障者・高齢者用を想定。
6	想定リスク	<ul style="list-style-type: none"> ○光熱水費、人件費の高騰。 ○維持管理費を想定した中長期的な視点での再整備（人件費負担を考慮し、当初からスマートロックを導入しておく等）。
7	その他の提案・意見	<ul style="list-style-type: none"> ○プロデューサー・コーディネーターの存在が鍵。 ○京丹後市の新たなランドマークとなり得る施設と想定。 ○起業したい人の挑戦の場として、期間を設けたチャレンジショップの展開可能性。

《事業者B》

1	施設の利活用の方針	<ul style="list-style-type: none"> ○丹後震災記念館を中心とした地域活性化が必要。 ○「未来に歴史を引き継ぐ」、「地域に愛される施設」、「地域経済に貢献する」の3つの視点での提案。
2	事業手法とその条件	<ul style="list-style-type: none"> ○賃貸借契約。 ○スモールコンセッション事業（「再生と運営」一体事業）での独立採算。 ○都市利便増進協定等による地域全体の価値向上。

3	収益モデル	○防災拠点利用とカフェ&レストラン。
4	地域貢献	○「ふるさと住民登録（第2住民票）制度」の活用を想定。 →実家の空き家の課題解決、地域への貢献と責任を明確化する仕組みを提案。
5	必要な行政支援	○文化財保存活用課のみでなく、課を横断した支援が必要。
6	想定リスク	○スピード感を持って国の仕組み（地方創生等）を活用可能か。
7	その他の提案・意見	○丹後震災記念館だけでは利活用は困難。経済的にリスクが大きい。 ○京丹後市全体の地域活性化（関係人口の増加、二地域居住の推進）を目指すプロジェクトを希望。 ○文化財視点だけでない国の仕組みの活用に配慮が必要。

《事務局まとめ》

本調査では、丹後震災記念館の維持管理・運営についていくつかの手法が提示された。大きくは公的施設として指定管理者制度を活用し段階的に自立を促す方法と、賃貸借契約により独立採算で運営する方法が挙がっており、検討が必要である。今回提示された提案を踏まえ、利活用のあり方について次項でコンセプトを検討する。

(3) 利活用コンセプトの設定

丹後震災記念館は、過去の経過から震災の記憶継承としての機能をほぼ失ってしまっている現状にあるが、元より震災記念施設であり、丹後震災の記憶を後世に伝え、日常の学びとして防災意識の向上へと導く拠点となり得る施設である。しかし、現状では建物の老朽化や立ち入れないことにより人の往来は少なく、誰もが行きたいと思える場所としての魅力を創出し、多くの人に来てもらえる場所にする必要がある。また、文化財としての建物価値の保存、そして持続可能な運営も欠かせない要素となる。

それらの前提のもと、震災の記憶継承（資料収蔵展示）を核に、日常の賑わいと学びを育む交流機能、公民連携による民間機能等を組み合わせ、地域に愛される日常の中のサードプレイスと広域から人を惹きつけるランドマークの双方を実現することが理想であり、目指すべき目標であると言える。

こうした一連の機能を持ち合わせることで、丹後震災100年以降も継続的に震災の記憶継承を担う「記憶の学び舎」であると同時に、地域の周遊と連携を促す開かれた空間として、未来へ記憶をつなぐランドマーク的存在になり得る。

《利活用のコンセプト》

つなぐ記憶、ひろがる交流 -震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーク-

《コンセプトの趣旨》

- 丹後震災の教訓を中核に、記憶継承・防災啓発・地域交流を一体で進める拠点とする。
- 文化財としての建物全体の価値も保存し伝え、歴史的価値を含めた利活用を図る。
- 市民が日常的に訪れ、市外の人にも惹きつける「行きたくなる場所」をつくることで、継続的な機運醸成と自立度の高い運営をめざす。

《基本方針》

①震災の記憶継承

震災関係資料の収蔵・展示機能を確保し、来館者に震災の記憶を伝え、感じてもらい、記憶をつないでいく。あわせて、震災記念施設である建物の文化財的価値を継承し保存を図る。

②日常の賑わい創出（サードプレイス化）

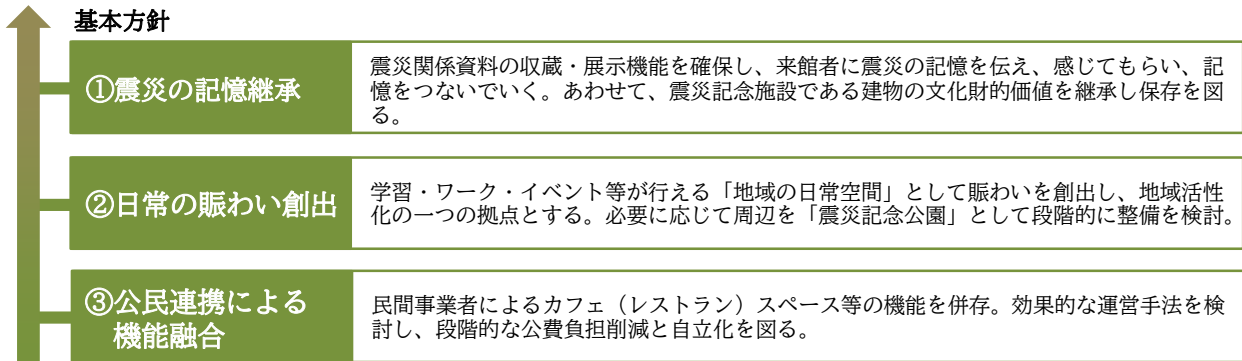
学習・ワーク・イベント等が行える「地域の日常空間」として賑わいを創出し、地域活性化の一つの拠点とする。必要に応じて周辺を「震災記念公園」として段階的に整備を検討。

③公民連携による機能融合

民間事業者によるカフェ（レストラン）スペース等の機能を併存。効果的な運営手法を検討し、段階的な公費負担削減と自立化を図る。

つなぐ記憶、ひろがる交流
 —震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーカー—

- 【趣旨】
- 丹後震災の教訓を中核に、記憶継承・防災啓発・地域交流を一体で進める拠点とする。
 - 文化財としての建物全体の価値も保存し伝え、歴史的価値を含めた利活用を図る。
 - 市民が日常的に訪れ、市外の人も惹きつける「行きたくなる場所」をつくることで、継続的な機運醸成と自立度の高い運営をめざす。



利活用コンセプトの概要

《想定される運営スキーム》

- 将来的なスモールコンセプション等も視野に有効な運営方式を適用。
- 地域のプロデューサー（コーディネーター）的機能を確保し、企画・集客・連携を統合できる体制を整備する。
- 建物の立地や性格等を総合的に見て単独採算による運営の可能性は薄く、安定収入（貸館・自主事業）と公費の適正配分でバランスを取り、段階的に自立を促していくことが必要。

《利活用により想定できる成果目標》

上記のコンセプトによる利活用を図った際に想定できる成果目標として、以下が考えられる。

- 震災の記憶継承の深化と市民参加の拡大
 - 展示で丹後震災の全体像と記憶を伝えることで、来館者が震災を「自分ごと」に感じ防災意識につなげることができる。
- 日常利用者の着実な増加
 - 館内に静穏な学習・ワーキングの環境を整備し、誰もがいつでも立ち寄れる居場所として機能し、学習会・イベント・展示・チャレンジ活動等が自然に行え、地域の活性化につながる。
- 地域のランドマーク（シンボル）化
 - 学校・公共施設・観光資源・ジオパーク等の多分野との連携で、周辺を含めた一帯を面的に観光エリアとして機能し、地域の日常と広域来訪者の双方から支持されるランドマークになる。
 - 丹後震災記念館の場所の価値を高め、観光的にフィルムコミッション、撮影スポットでの誘致等を一緒に入れて、建物の内外装をこの頃の良さを出して、昭和初期をテーマとして特化させることで、刺さる人に刺さる道も見える。

(4) 利活用のイメージ

全体的な方向性として、①震災の記憶継承、②日常の賑わい創出、③公民連携による機能融合の3つの役割を共存させ、互いに連動・刺激し合いながら利活用の幅を広げ発展させていくことを想定し、建物はゾーニングによる使い分けでの利活用を検討。最低限必要な設備として、電気・水道はもちろん、空調、Wi-Fi、スマートロック等の設備を導入検討。

なお、周辺環境の整備に関しては最小限にとどめ、道路拡幅はせず、既存の駐車場は障害者・高齢者スペースとし、丘の麓に用地を確保し駐車場とするのが現実的な方法ではないかと考える。



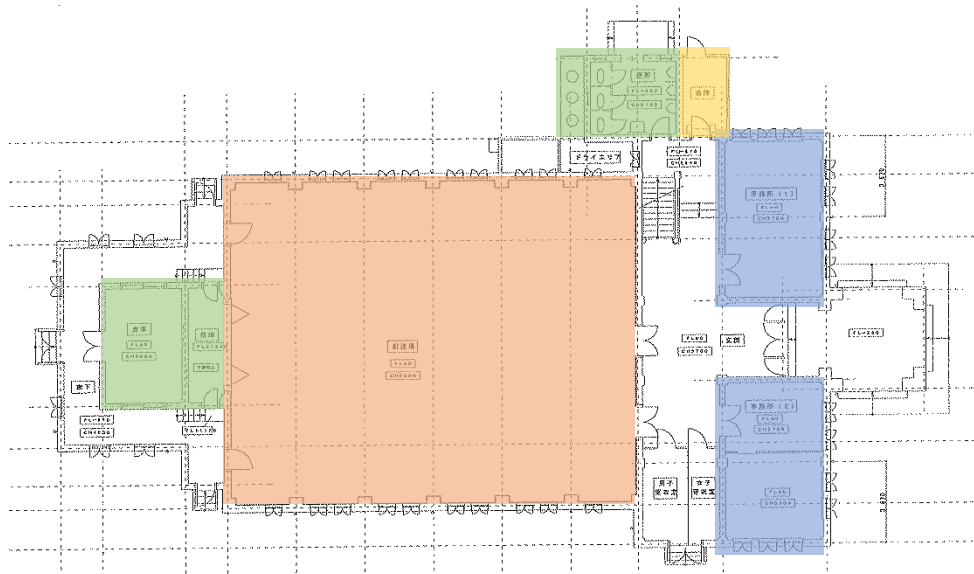
丹後震災記念館の賑わいイメージ

《1階の活用レイアウト案》

- 赤色ゾーン：講堂をイベントホール（講演会、演奏会、結婚式、展示会等）
- 青色ゾーン：1階玄関の2部屋を、管理室と震災資料室（兼読書室）
- 黄色ゾーン：増築部分は撤去し当初形状に復元。
- 緑色ゾーン：講堂裏は、祭壇が狭くてデッドスペースとなるため要検討。

トイレは既存の部分を修理活用、もしくは屋外に別棟設置を検討。

※その他：震災資料の収蔵場所を確保必要。1階玄関の2部屋のうち、北側を展示室として使う場合、位置的に地下室が収蔵庫の候補として考えられる（浸水対策等の検討必要）。



《講堂の活用イメージ》

現況の印象を崩さず、講演会、演奏会、結婚式、展示会等様々なイベント用途に活用できる空間を想定。祭壇が小さくステージとしての有効活用が難しいため、当初存在した舞台を祭壇前に復元し、ステージとして活用を図ることが現実的と思われる。



コンサート会場風



講演会会場風

《展示室の活用イメージ》

1階玄関の北側事務室を展示室に改装するパターン。展示ケースを配置し、デジタル化資料を画面で表示できる設備を備え、資料のデジタル化に対応。文化財的価値に配慮しつつ、自然光がなるべく入らないように窓を塞ぎ、資料保全に配慮。



展示室



展示室（展示解説風景）

《事務室の活用イメージ》

1階玄関の南側事務室を、そのまま事務室として使用。フリーアドレスに対応。



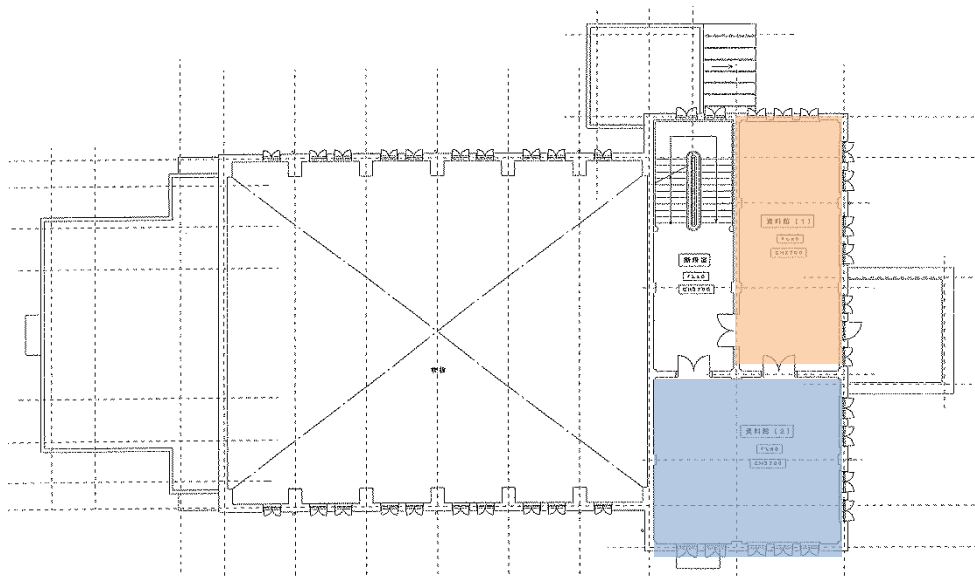
事務室（カーペット）



事務室（板張り）

《2階の活用レイアウト案》

- 赤色ゾーン：玄関部分2階の1室を、コワーキングスペース／カフェ（レストラン）スペース。
- 青色ゾーン：玄関部分2階の1室を、貸館スペース。



《カフェ／コワーキングスペースの利用イメージ》

カフェ（レストラン）としての利用は、厨房設備を入れると費用がかさむため、その後の採算・運営収支のバランスを考えた場合に、既製品販売に特化した方が現実的と考えられる。



これはAI生成によるイメージ画像です

カフェ／コワーキングスペース（昼間）



これはAI生成によるイメージ画像です

カフェ／コワーキングスペース（夜間）

《貸館スペースの利用イメージ》

各種会議や研修、練習等の団体利用など、様々な用途に貸館として利用できるスペースを想定。



これはAI生成によるイメージ画像です

貸館スペース（什器なし）



これはAI生成によるイメージ画像です

貸館スペース（テーブル・椅子配置）

5. 耐震化の方向性

(1) 耐震工法調査の概要

丹後震災記念館の耐震化については、平成24年の独立行政法人建築研究所の所見で、概算経費という前提で5億円ほどかかるという見解があったが、詳細調査をしていない状態での概算であり、詳細な工法調査を要する状況にあった。

今般の丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業においては、耐震工法調査を行いより確かな概算を出すことが、今後の耐震化・利活用を考えるにあたって極めて重要なことと認識し、令和6年度に取りまとめた方針書においても、建物調査の必要性を記載していた。

そこで、今年度、再度の耐震診断調査を行うとともに、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会において利活用のあり方を議論し、耐震工法調査に必要な情報を蓄積した上で、調査を実施した。

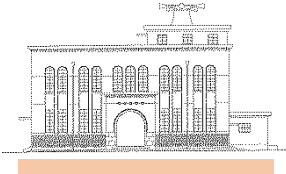
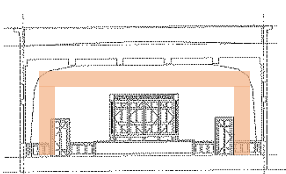
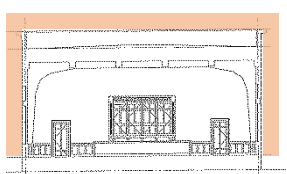
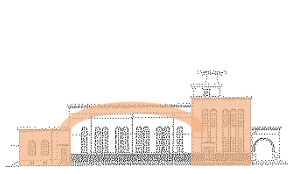
なお、耐震工法調査にあたっては、その前提として丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会において利活用を可能とする耐震化のあり方を議論する中で、いくつかの案があがっていた。

《考えられた工法案》

全体的な耐震化の方向性として、以下の3点を考慮した。

- ①指定文化財の価値を減じない。 ②不特定多数の利用を可能としたい。
- ③荷重を今後も既存の構造体に負担させ続けるのは現実的ではない。

その上で、既存の構造体そのものを修復し強化するのではなく、以下のA～Dの4案を導き出した。なお、これらの案を複数掛け合わせての工法も視野に入れる必要があるとの認識に至った。

A案	B案	C案	D案
免震装置の設置	内部補強	外部補強	負荷分散による補強
文化財としての外観の維持をしたまま耐震補強を行うことが困難・不十分な場合の方法として、建物の地下に免震装置を設置する。	既存建物の内側に鉄筋コンクリートや鉄骨などで新たに補強壁・柱等を構築し、内部から建物を支える。	建物の外部に新たな構造体を構築し、既存の躯体をつる形で補強を行う。	広い空間を有し強度が弱い講堂にかかる負荷を、柱と壁面が多い東西部分(玄関、講堂裏)に逃がす構造を造ることで全体を補強。建物全体で支え合う構造を造る。
課題点			
建物自体の構造補強にはならないため、免震工法のみでは利活用につなげられない可能性あり。 建物北西側に敷地の余裕がなく、また地下室の張り出しを障害となり、免震装置を入れるのが困難。	内部空間が狭くなり、利活用に支障が出る可能性あり。	外観を失い、指定文化財の価値を損ねる可能性あり。 建物北西側に敷地の余裕がなく、新たな構造物を設置できるか未知数。	別棟に負荷を逃がす構造の実現可能性を要検討。 他の工法との組み合わせが必要な可能性あり。
			

《目標回復値》：次のページからの図参照

耐震工法調査の事業者において、試験的にB案（内部補強案）で補強計算した結果、試案として、各図の青色部分に鉄筋コンクリート補強壁を追加するとIs値が0.6以上（耐震安全性：Ⅲ類）に回復、これに加え赤色部分にも補強壁を加えるとIs値が0.75以上（耐震安全性：Ⅱ類）に回復し、内部利活用が可能な状態にできそうであることが判明した。文化財的価値をなるべく損ねないよう、補強壁を入れる部分も窓枠を残す・デザインを統一するといったことは可能である。

ただ、仮にIs値0.75以上とすると、赤色部分にも補強壁が必要なため、特に講堂においては全く自然光が入らない空間となってしまいうことも明らかになった。

建物の今後の利活用や、自然光に満たされる内部空間の質も丹後震災記念館の重要な価値であることを考えると、Is値0.75以上を求めるとその後の利活用に支障をきたす可能性が考えられるため、耐震化の方向性として、Is値0.6（耐震安全性：Ⅲ類）をクリアすることを現実的な目標にすることとした。

なお、この場合、地域防災計画で避難所として指定された施設に必要な耐震安全性：Ⅱ類を担保できなくなり、避難所のような防災施設としての機能を与えることが困難である。

耐震化による目標Is値

0.6以上
(耐震安全性:Ⅲ類)

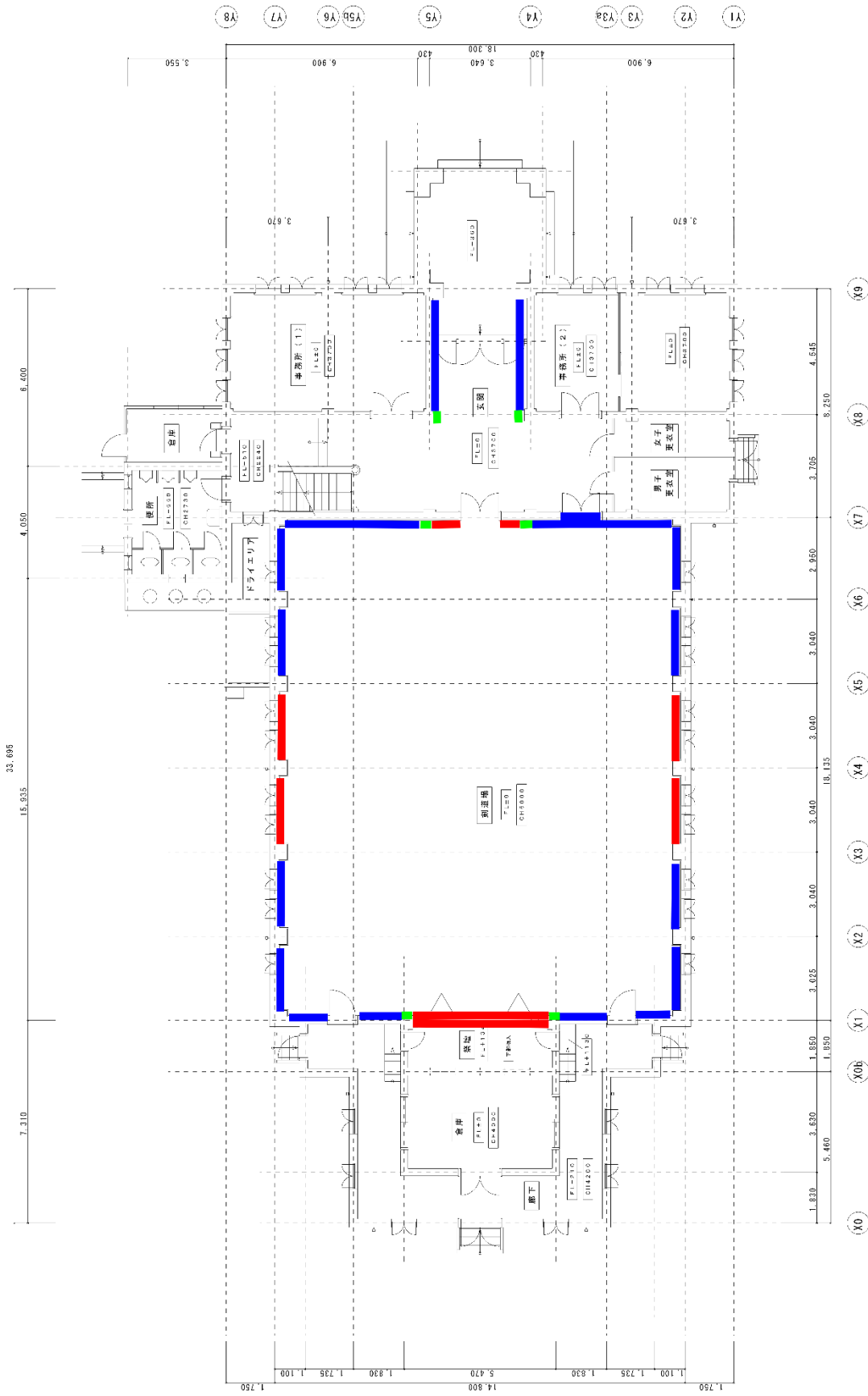
耐震安全性の分類（国土交通省HPより）

施設の使用	対象施設	耐震安全性の分類		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達等のための施設	指定行政機関が入居する施設 指定地方行政ブロック機関が入居する施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定行政機関が入居する施設	Ⅰ類	A類	甲類
	指定地方行政機関のうち、上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関が入居する施設	Ⅱ類		
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	Ⅰ類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	Ⅱ類		
避難所として位置付けられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	Ⅱ類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌類を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅰ類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	Ⅱ類	A類	
多数の者が利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	Ⅱ類	B類	乙類
その他	一般官公庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	Ⅲ類	B類	乙類

耐震安全性の目標

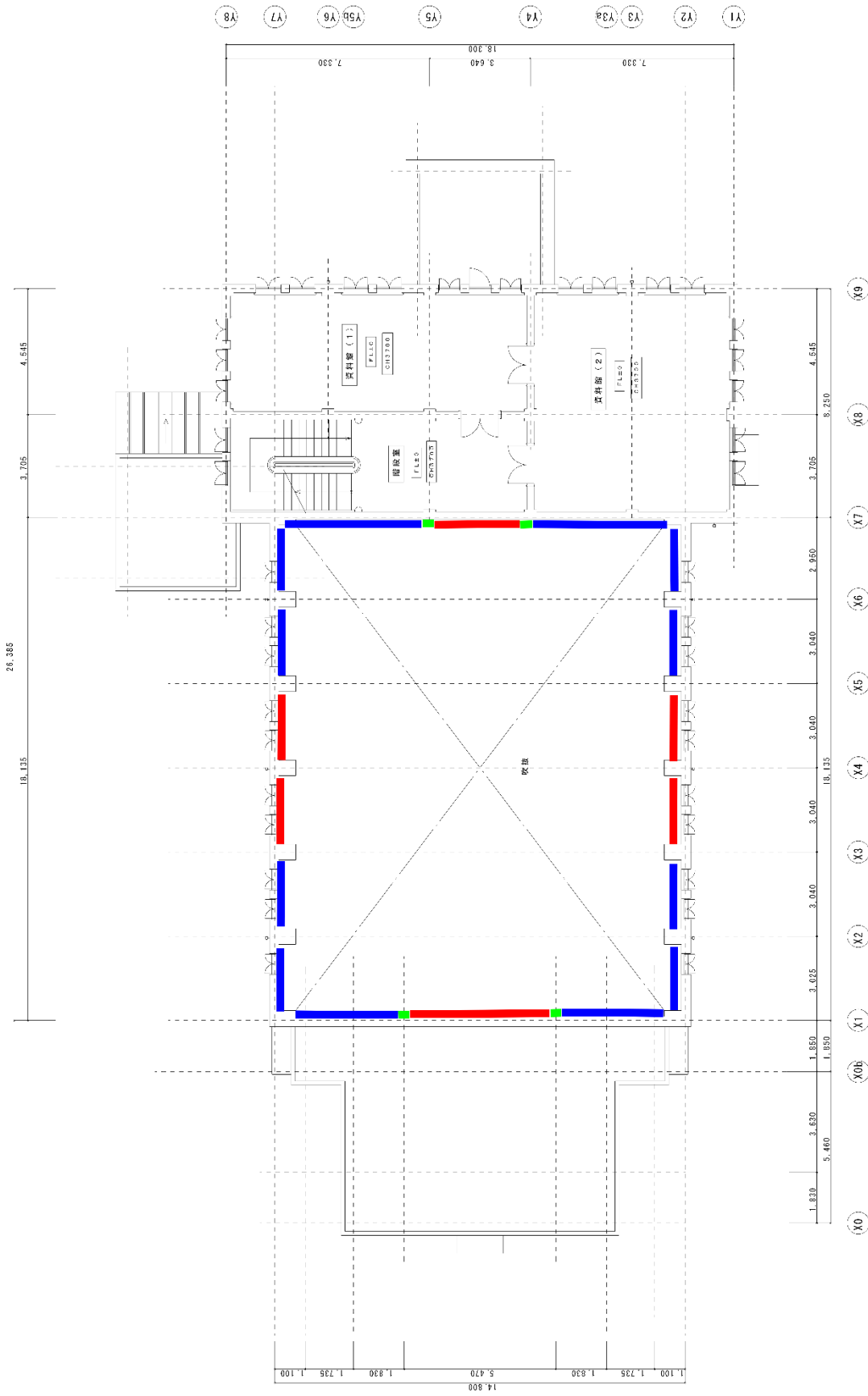
部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(<https://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/policy/seismic/01.htm>)



耐震安全性の分類Ⅲ類 (重要度係数 I=1.00)
 ■ 壁打増し(厚さ200)+基礎梁側増打ち(厚さ200)
 ■ 柱増打ち(厚さ200)
 ⇒ 目標 Is値0.60 OK
 耐震安全性の分類Ⅱ類 (重要度係数 I=1.25)
 ■ 壁打増し(厚さ200)+基礎梁側増打ち(厚さ200)
 ⇒ 目標 Is値0.75 OK

1 階平面図 1 : 2 0 0



耐震安全性の分類Ⅲ類 (重要度係数 I=1.00)
 ■ 壁増し(厚さ200)+基礎梁側増打ち(厚さ200)
 ■ 柱増打ち(厚さ200)
 ⇒ 目標 Is値 0.60 OK
 耐震安全性の分類Ⅱ類 (重要度係数 I=1.25)
 ■ 壁増し(厚さ200)+基礎梁側増打ち(厚さ200)
 ⇒ 目標 Is値 0.75 OK

2階平面図 1 : 200

≪A～D案の可能性≫

耐震工法調査の事業者において、上記の目標回復値を前提とし、A～D案の実現可能性を試験的に検討した結果、以下の状況が考えられた。

A案	令和7年度の耐震診断調査で、文化財の外観を残せる可能性として挙げられた工法。 現状として、丹後震災記念館は、一部に地下室を有し、これが地下に張り出している状況にある。 また、建物北西側が崖地でスペースがないことから、免震装置による振動吸収のための揺れ幅の確保が難しい立地にある。 これらのことから、実現できないことはないものの、非常に困難な工事になり費用もかなり莫大になるため現実的ではない状況にある。
B案	本計画で示す利活用ができるようにするため、Is値0.6以上を確保しつつ、いくつかの開口を確保でき、文化財としての原形維持を可能とする現実的な方法。 一方で、講堂の3分の2の開口は塞がれるため、他の工法との組み合わせなどにより、できる限り採光を確保できる方法の検討が必要。
C案	建物の外観形状が大きく変わるため、文化財としての価値を担保することが難しい。
D案	講堂の補強壁を減らし、玄関棟や講堂裏に壁を増し打ちすることで講堂内の光をより多く確保することは計算上は可能とみられる。 一方で、玄関棟や講堂裏の柱と梁が小さいため、その断面に講堂からの負荷も含めて支える耐力を確保するだけの補強材を、RC壁にしても鉄骨にしても取り付けるのが厳しい状況にあり、詳細な検討が必要。

なお、鉄筋コンクリート補強壁ではなく鉄骨による補強も視野に検討の結果、前提として講堂部分は天井が非常に高く縦長の形状となっているため、鉄骨が効きにくい形状になってしまう状況がみられる。あわせて、既存の柱や梁の断面では耐力回復に必要なだけの大きさの鉄骨を取り付けられる幅がなく、小さい鉄骨しか取り付けられない状況にあり、耐力確保が厳しい状況にある。既存の壁を撤去して大胆に鉄骨フレームを入れれば耐力の確保は可能だが、外観・内観ともに大きく損ねることになり文化財としての価値を残せない問題がある。

≪令和7年度耐震工法調査での検討案≫

上記A～D案それぞれの課題や可能性を考慮した上で、令和7年度耐震工法調査においては、**現時点で最も実現性の高いB案に焦点を当てて調査を実施**した。

一方で、B案だけの工法では、丹後震災記念館のメイン空間である講堂の採光が限られ、自然光の減少により現在の空間の様子と大きく質が変わってくることが予想され、この点課題を残す者と言える。自然光に満たされる空間の質を担保するためには、C案やD案を組み合わせたより詳細な検討が必要となり、今後、相応の検討時間を要する。

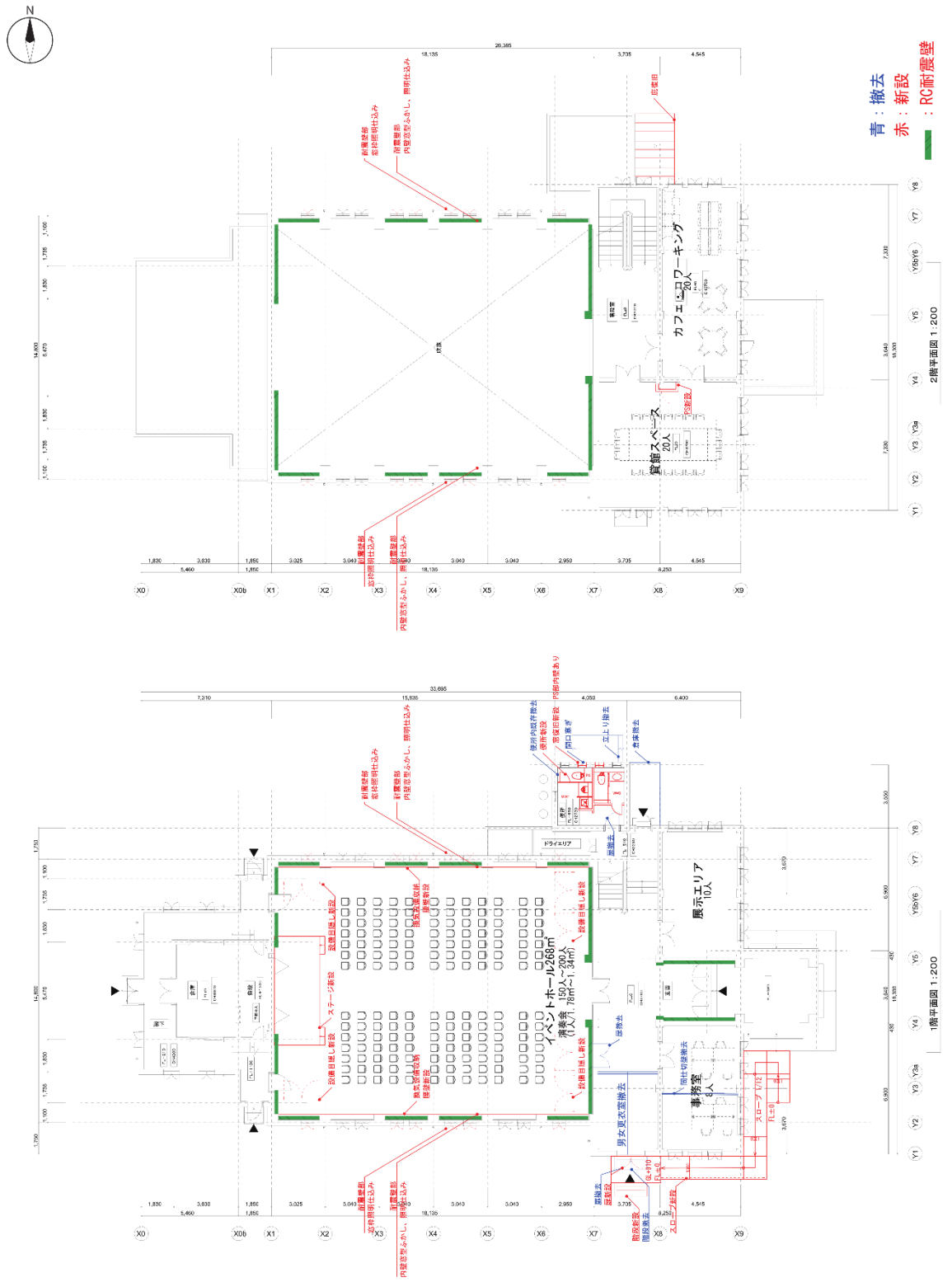
令和7年度耐震工法調査の主要な成果図を次のページ以降に提示するが、より詳細な成果図一式については、「**別冊**」に掲載する。

なお、成果図における配慮点等の特記事項については、次の「(2) 耐震設計上の配慮点」で記載する。

令和7年度耐震工法調査成果図

別冊参照

A-2 1.2階平面図



窓枠検討図 空間の記憶を来館者に伝える。歴史的価値の継承と、現代的な利用価値の向上を実現します。

■ 「記憶の継承」

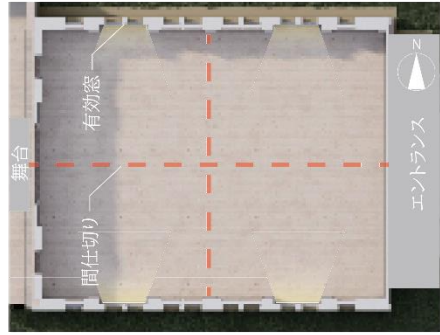
：耐震化で既存窓が埋まる部分に、連作の壁をふかして窓型のくぼみを設け、照明で輪郭を浮かび上がらせます。既存窓のプロポーション・リズムを尊重し、光によって「かつて窓があった記憶」を可視化し、空間体験の中で歴史を感じられる演出を提案します。

■ 四隅を耐震壁とした場合

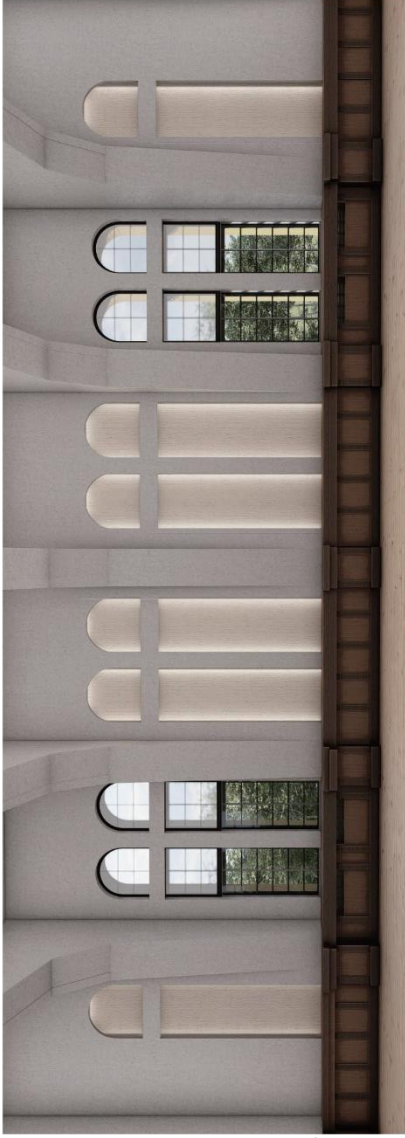


■ 運用上のプラス要素

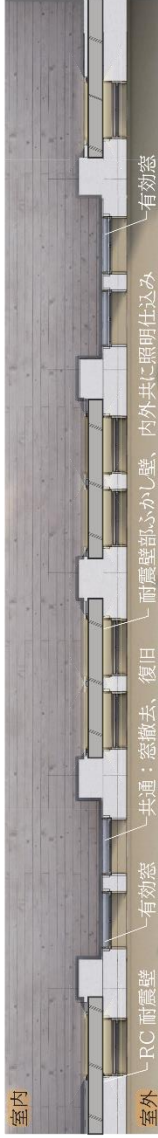
：耐震壁の配置調整で四隅の窓を有効窓として残すため、各イベントで仮設の間仕切りを入れても各室へ開く窓を確保できます。様々な間仕切りに対応でき、今後の活用計画に柔軟に対応可能です。



■ 内観バース 耐震壁を中央に配置し、窓型のくぼみによる既存窓のリズムを継承



■ 外壁 平面図

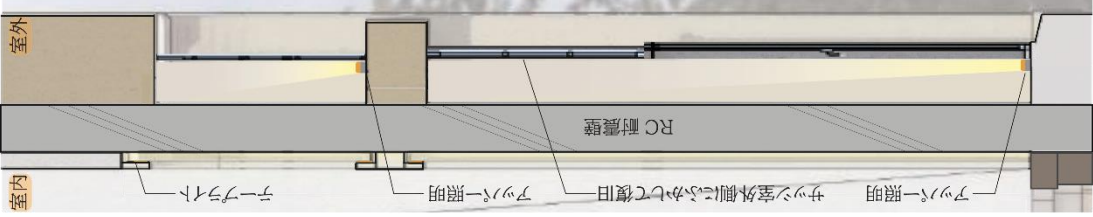


■ 外観バース 昼\夜

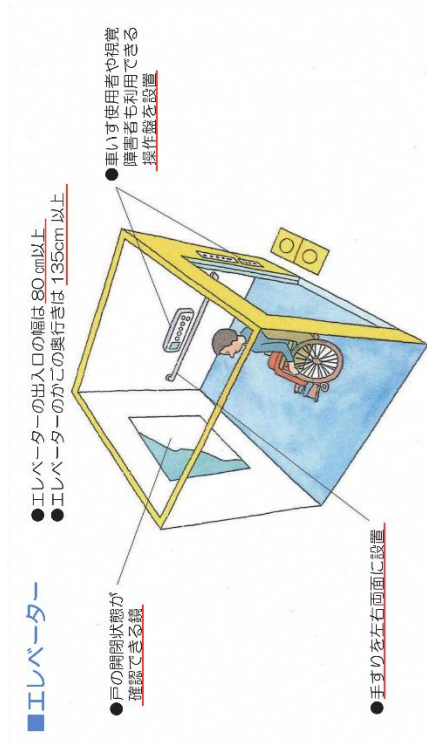
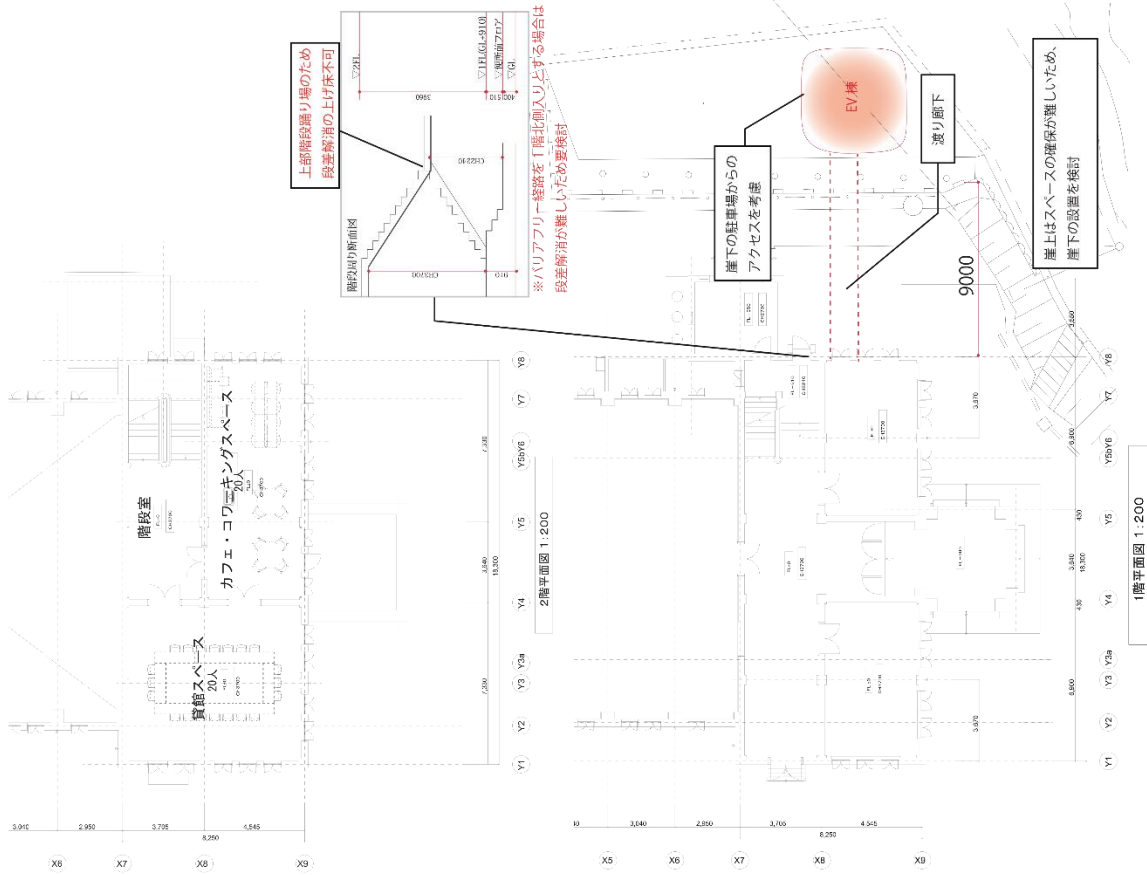


「記憶の窓」：既存の窓を一旦撤去・修復し、外装副へわずかにオフセットして再設置します。間接の照明を仕込み、夜間もほんのり明るく“息づく窓”を演出します。外開きとすることでメンテナンス性も高めます。

■ 窓 耐震壁あり断面図

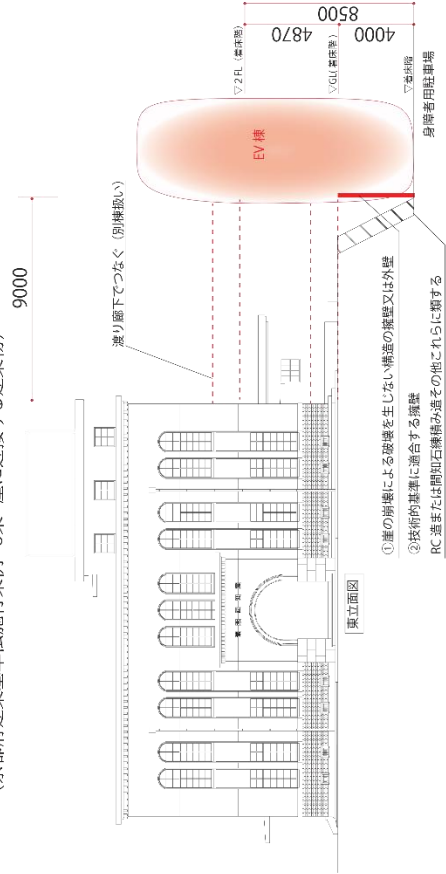


EVを自主設置する際の検討資料



EVを自主設置した場合の京都府福祉のまちづくり条例 適合条件

EV棟を崖の下に設ける場合、①②どちらかの適合が必要
(京都府建築基準法施行条例 6条 崖に近接する建築物)



(2) 耐震設計上の配慮点

丹後震災記念館の耐震工法調査の成果を前記したが、その中の要点と特に配慮すべき点について、以下にまとめる。

要点		工法概要	要配慮点
構造的安全性と耐震補強の実施			
1	耐震壁の新設 (内補強B案)	建物の耐震性を確保するため、鉄筋コンクリート耐震壁を内部に設置する「B案(内補強)」で検討。	耐震補強壁により、特に 講堂部分の採光が限られる ため、 他の工法と掛け合わせて 、より丹後震災記念館らしさが保たれ、利活用のしやすい状態にするための検討が今後必要。
2	文化財的価値の担保	耐震補強壁を追加する場所は周囲の意匠に合わせ、後世のアルミサッシはスチールサッシに復旧するなど、文化財的価値を担保できるよう計画。	文化財的価値を保ち、指定文化財として許容される範囲の改変に留めることに配慮が必要。
利活用を見据えた機能向上			
1	ゾーニング・多目的利用	建物内をイベントホール(150~200人規模)、カフェ・コワーキングスペース、展示室などにゾーニング	来館者と職員の導線に配慮が必要。特に資料の防犯・保全にあたって、展示室と収蔵庫(地下室想定)の導線が来館者導線と重なることへの配慮。地下室を収蔵庫とする場合の浸水対策を要検討。
2	バリアフリー化	既存の段差解消のためのスロープ新設や、エレベーター設置の検討など、誰もが利用しやすい環境づくり	地面と建物内床面の高低差があり、スロープを新設する場合に相当のスロープ長を要する。現状では、車寄せから南側側面(現更衣室)に取り付くスロープを計画。エレベーターは、身障者等駐車場から上がる増設棟を新設したとして、建物北側の側面からの進入が上手く取り付かない。現状では、外から南側スロープに回って中に入る導線を計画。また、建物内2階へのアプローチ方法も要検討。 総合的に身障者の導線(バリアフリー化)が課題。
3	設備の新設	空調、Wi-Fi、スマートロック、全館LED照明	イベントホールでは躯体に負荷をかけないよう「床置形空調」を計画。ただ、演奏会などで高い静粛性が求められる場合、運用面での 騒音対策 が必要。
環境・インフラ整備			
1	電力供給	現在敷地内にはない高圧電力インフラを確保するため、引込柱の建柱や屋外キュービクルの設置	キュービクル(空調室外機も)の設置場所 に配慮必要。現状計画では、建物北側敷地における東西方向の横断を遮ってしまうため、建物を1周巡ることができない。
2	水回り・防災設備の刷新	給排水管の全面更新や、消防法・建築基準法に準拠した自動火災報知設備・非常用照明・誘導灯の設置等	多機能トイレの設置 をどうするか(別棟か)など主にトイレ設備関連の水回りを要検討。
3	周辺環境への配慮	既存の道路拡幅は行わず、周辺の景観を維持しつつ、麓に新たな駐車場を確保するなどの敷地利用	麓において駐車場確保 ができる場所の検討が必要。

(3) 耐震化にかかる概算

これまでの検討内容と耐震工法にかかる工事項目に基づき、耐震工法事業者において坪単価等を想定しての試算を行った結果を掲載する。

なお、今後の設計内容や建設物価・労務費の変更等により、必然的に今回の試算と相違が生じることには注意されたい。

《丹後震災記念館本体耐震改修工事費概算》

【概要】 RC造・2階建・施工延べ面積 712.00㎡ (215.4坪)

工期 ≒12ヶ月

【別途工事】 諸官庁指導事項、アスベスト含有建材除去費・処分費

項目	内容	数量	金額(千円)
① 共通仮設工事	現場事務所、機械工具、仮設電気設備、産業廃棄物処分費、警備員	1式	44,000
② 直接仮設工事	墨出し、養生、外部足場、クレーン、機械工具、建材分析費	1式	42,000
③ 建築工事			
③-1耐震改修工事	土工事、鉄筋コンクリート工事、仕上工事、中性化対策工事	1式	163,000
③-2外壁改修工事	コンクリート補修、サッシ撤去更新、樋更新、WC撤去補修、サイン更新	1式	345,000
③-3屋上改修工事	防水改修、アンテナ架台塗装	1式	17,000
③-4内部改修	壁天井漆喰更新、建具額縁他撤去更新、階段手摺更新、備品類	1式	180,000
③-5外構改修工事	スロープ新設、植栽工事、設備基礎工事	1式	13,000
③-6修理報告書作成費		1式	1,000
④ 電気設備工事		1式	115,000
⑤ 衛生設備工事		1式	17,000
⑥ 空調設備工事		1式	83,000
		工事費計	1,020,000
現場管理費		1式	84,000
諸経費		1式	96,000
		合計	1,200,000
		消費税	120,000
		総合計	1,320,000

＜丹後震災記念館エレベーター棟増設工事費概算＞

【概要】屋外駐車場から建屋へのアプローチ構築工事、渡り廊下接続 鉄骨造、杭工事
工期 ≒4.5ヶ月

【別途工事】諸官庁指導事項、地盤調査費、汚染土壌調査費

※本概算は、エレベーター棟を増設する場合における当該棟の試算である。

項目	内容	数量	金額（千円）
① 共通仮設工事	機械工具、仮設電気設備、産業廃棄物処分費、警備員	1式	9,000
② 直接仮設工事	墨出し、養生、外部足場、クレーン、機械工具	1式	8,000
③ 建築工事			
③-1ELV棟増設工事	建屋3階相当、杭含む	1式	80,000
③-2渡廊下増設工事	杭、架台鉄骨含む	1式	89,000
④ 電気設備工事		1式	7,000
⑤ 昇降機設備工事		1式	19,500
		工事費計	212,500
現場管理費		1式	17,500
諸経費		1式	20,000
		合計	250,000
		消費税	25,000
		総合計	275,000



丹後震災記念館

耐震化・利活用検討プロジェクト

6. 法制度と補助・支援制度

(1) 関係法令の確認

丹後震災記念館の耐震化・利活用に際して注意すべき関係法令についてまとめる。これは、令和7年度耐震工法調査において事業者により調査・整理された結果である。

《敷地概要》

- * 所在地：京都府京丹後市峰山町室1198
- * 都市計画：都市計画区域内
- * 用途地域：なし
- * 防火指定：法22条区域
- * 指定容積率：200%
- * 指定建ぺい率：60%
- * 斜線制限：道路斜線 勾配1.5 / 隣地斜線 20メートル+勾配1.25
- * 接道状況：不明

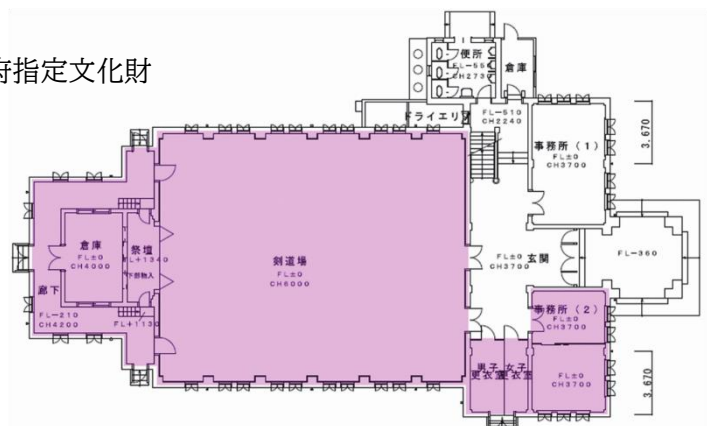


※京丹後市道路台帳が公開されていないため、市道への接道状況不明。

京都府の指定道路に接する敷地ではないと考えられる。

《建築物概要》

- * 構造：RC造
- * 建築面積：526.16㎡
- * 延べ面積：711.88㎡ (塔屋：27.69㎡, 2F：150.98㎡, 1F：506.81㎡、地階：26.40㎡)
※地階にデッドスペース(詳細不明)箇所あり。
※集会場またはスポーツの練習場と想定される部分の床面積は、下図の範囲で388.56㎡
下図「剣道場」268.40㎡ > 200㎡
- * 階数：F2、B1、R1
- * 用途：集会場、資料館(現在は練成道場、発掘資料整理室)
- * 設計：一井九平(京都府技師)
- * 施工：山虎組
- * 竣工：1929(昭和4)年12月18日竣工
- * 文化財指定：2005(平成17)年3月 京都府指定文化財



≪課題≫

文化財指定による建築基準法の適用除外。

→歴史的建築物の保存活用について(建築基準法第3条第1項第3号 保存建築物)

どこまで外し、どこまで既存基準に準拠するか、は行政と要協議

1) 建築物の用途に係る整理 (< >内は防火対象物に係る整理)

- * 現在の想定利用からくる建築物の用途は集会場
 - * A 08550 集会場 <1項(5)ロ>
- * 特殊建築物の用途からくる耐火要件なし。
- * 延べ面積が1,000㎡未満であることから法26条(防火壁等)の適用もなし。
- * 延べ面積が1,000㎡未満であることから令128条の2第2項(大規模木造建築物等の敷地内通路)の適用もなし。

※令128条に基づき屋外の出口から 1.5m 幅員の敷地内通路は必要

- * 必要となる消防用設備
 - 17項なので、必要設備は消火器、自火報、消防通報火報設備

月5回以上の公演は、興行場とみなされ興行場の設置基準がかかる

2) 既存不適格規定に係る整理

市街地建築物法時代に建築されているため、建築基準法に基づく規定の多くに適合していないことが想定される。

<想定される主な既存不適格規定>

- ①法第20条(構造耐力)
 - * 異形鉄筋の使用、あばら筋のピッチ、鉄筋のかぶり厚さ
(基礎部は当時5cm以上、現行法6cm以上。他の部分も施工精度による不適合は懸念される) 他
- ②法第22条(屋根)
- ③法第23条(外壁) ※延焼範囲のみ
- ④法第28条2項(換気設備)
- ⑤法第28条の2(石綿等の飛散又は発散に対する衛生上の措置)
- ⑥法第31条第2項(便所(浄化槽))
- ⑦法第37条(建築材料の品質)
- ⑧法第43条(敷地と道路との関係) ※現状道路に関する情報がないだけ
- ⑨令第23条(階段各部の寸法)
- ⑩令第25条(階段の手摺)
- ⑪令第126条の2(排煙設備)
- ⑫令第126条の4(非常用照明) ※採光無窓居室及び経路
- ⑬令第128条の4(内装制限)

※集会場とする場合(耐火構造にする場合を除く)のその部分および経路、展示場(準耐火構造以上にする場合を除く)

⑭京都府建築基準法施行条例第6条(崖に近接する建築物)

⑮京都府建築基準法施行条例第3節(興行場等) ※集会場とする場合

3) 京都府建築基準法施行条例に係る整理

適用除外を前提とする。どこまで既存基準に準拠するか、は行政と要協議

第1節 特殊建築物

(用途)集会場(規模)全て

① 法第8条(敷地と道路との関係)

路地状部分のみで道路に接する敷地に建築してはならない

集会場の場合は、境界線の全長の5分の1以上が幅員6m以上の道路に接しなければならない。

② 法第9条(前面空地)

興行場等(集会場含む) 客席の床面積が500㎡以内かつ主な出入口が幅員4m以上の道に面する場合は3mの空地幅員が必要。4m以上の道に面しない場合は4mの空地幅員

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

① 法第13条(出入口及び非常口)

耐火建築物で客席の床面積の合計が500㎡以内の建築物は出入口、非常口共に2か所(合計4ヶ所)必要。出入口及び非常口の幅はそれぞれ1.6m以上とすること。

② 法第14条(廊下)

客席の面積が200㎡を超える階においては、客席の両側及び、後方に互いに連結する廊下を設け、出入口に通じさせなければならない。ただし、主な客室を避難階に設けた場合で、建築物の両側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿ったその反対側のみの廊下とすることができる。

客用の廊下は幅1.8m以上とすること。

第6条 崖に近接する建築物(多目的トイレ、EVを崖付近に増築する場合該当)

4) 京都府福祉のまちづくり条例に係る整理

京都府福祉のまちづくり条例、附則による以下条文を元に、**規定の適用除外を前提とする。**

どこまで既存基準に準拠するか、は行政と要協議

附則2「この条例の施行の際現に設置の工事中の施設で、この条例による改正後の京都府福祉のまちづくり条例第17条に規定する特定まちづくり施設に新たに該当することとなったものについては、改正後の条例第4章の規定は、適用しない。」

<想定される特定まちづくり施設の規定>

(用途)集会場(規模)全て

① 廊下等(階段の上端に近接する部分に点状ブロック等)

② 階段(手すり等)

③ 傾斜路(1/12勾配)

- ④ 便所(車椅子利用者用便所の設置)
 - ⑤ 敷地内通路(1/12勾配、手摺の設置)
 - ⑥ 駐車場(車椅子利用者用駐車施設の設置)
 - ⑦ 全ての人々が利用しやすい経路(通路、出入口、EVの設置等)
 - ⑧ 視覚障害者が円滑に利用することができる経路
-

《事務局まとめ》

建築から95年以上が経つ建物で、現行の建築基準法と照らし合わせた時、多くの部分で既存不適格の状況がみられる状況にある。

建物は京都府指定文化財であり、利活用の際には用途変更申請が必要。また、構造については、耐震補強を行い、日本建築総合試験所の安全審査を通す必要がある。

京都府の建築審査会を通じ、本建物の判定を行った上で、現行法規に適合すべく改修しなければならないが、建築基準法に適合できない部分や文化財として著しく変わってしまうため対応できないもの等について、建築審査会にて免除できるか検討の上、免除できなければ改修する必要があるため、注意が必要である。

事業者の法的整理にもあるとおり、どこまで既存基準に準拠し、あるいは免除されるのかは、今後、耐震化に進んだ場合に設計等を進める中で調整が必要となる。

なお、京都府指定文化財としては、京都府文化財保護条例に則り現状変更の許可を得る必要があるため補記しておく。

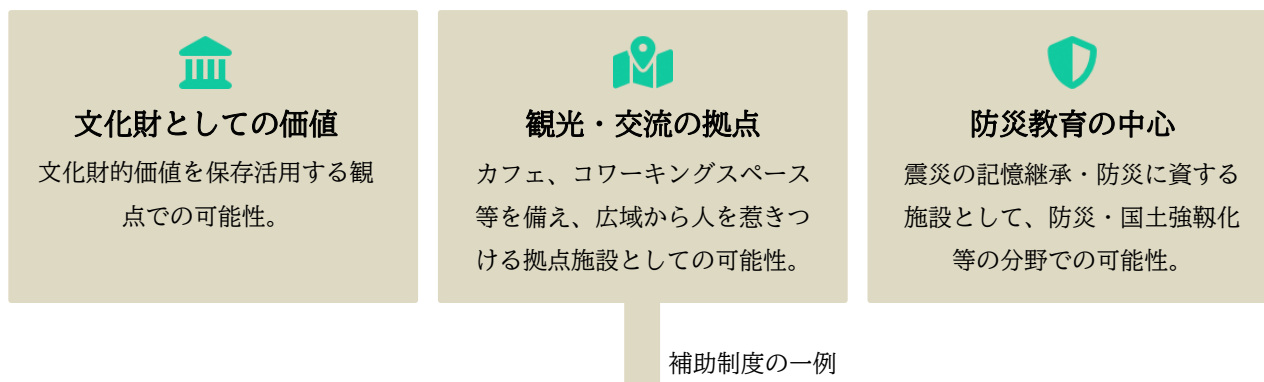
京都府文化財保護条例 第21条 (現状変更等の制限)

府指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微である場合は、この限りでない。

(2) 公的補助制度活用の可能性

丹後震災記念館を耐震化・利活用する際には、財源の確保が必要不可欠である。中でも様々な公的補助制度の活用を目指すことは欠かせず、それら補助制度に適合できるよう、耐震化・利活用のあり方も詳細に検討を行っていく必要がある。

特に、丹後震災記念館を単なる追悼施設にとどめず、防災教育・研究機能を備えた拠点として位置づけることで、地方創生関係交付金や、防災関係事業など、国の防災・減災施策、国土強靱化と連動した財源確保の可能性について幅広く考える必要がある。



観光振興事業費補助金（歴史的資源を活用した観光まちづくり推進事業）			
所管	国土交通省観光庁	補助率	1/2以内（1事業当たり2億円上限） ※金額の下限はなし。
目的	全国各地に点在する城や社寺、古民家等の歴史的資源を、日本ならではの文化が体験できる宿泊施設や滞在を促進する施設として活用することで、インバウンド・知的好奇心の高い層の長期滞在・消費額増を図る		
対象事業	歴史的資源を中核に地域資源の潜在価値を一体的に活用する観光地経営の実現を目指すため、 歴史的建造物等の改修及び周辺環境整備等の面的な取組 (ア) 歴史的建造物の大規模な改修等に係る費用 歴史的建造物等の改修等に係る建築工事費、改修工事費、設計費、付帯工事費等の経費 (イ) 歴史的建造物の周辺環境の整備等に係る費用 歴史的建造物等の整備と合わせて実施する、庭の整備等による周辺環境整備に係る外構・造園工事費等の経費		
補助対象者	地方自治体／観光庁の観光地域づくり法人（DMO）登録制度において登録された者／地方自治体、DMO又は民間事業者を中心に構成される地域協議会／民間事業者 等		
特記事項	優先採択地域 （G.文化財保護法に規定する文化財保存活用地域計画の認定された地域に該当）		

(3) 寄附金・クラウドファンディング等の活用

丹後震災記念館の耐震化・利活用には、公的補助制度以外にも寄附金やクラウドファンディングを活用する方法が有効であると考えられる。

方針書では、

- クラウドファンディング（CF）は、多くの人が興味を持てるような小さいCFで立ち上がり、その後また違うCFをしていく等、段階的に実施する方法が考えられる。
 - 資金が集まった分で部分的に補修・活用をして次の補修・活用につなげる等、長い目線で段階的に事業を行っていくことも視野に入れておきたい。
 - 個人版ふるさと納税による文化財保存活用基金をはじめ、ガバメントクラウドファンディング（GCF）や民間のCFなどを併用し、公民連携による資金調達を進める。
- とまとめており、資金調達の大まかな方向性について記していた。

クラウドファンディング等により民間協力をいただく方法は、単なる資金調達ではなく、丹後震災を多くの人に知っていただき、それにより広域での防災意識の高揚を図れるメリットがある。日本全体の今後の防災を考えた時に非常に有効であると言える。

方法としては、大きく分けて以下のようなことが考えられる。

調達手法	概要	有効性と留意点
公的窓口 京丹後市文化財保存活用基金	京丹後市の文化財保存活用のための専用基金。文化財保存活用を用途とされた個人版ふるさと納税を受入。丹後震災記念館を含む京丹後市の文化財保存活用全般に活用。	高い信頼性。文化財の保存活用全般に対して、教育委員会で定めた基準に基づいて配分を行うため、丹後震災記念館に特化して充当するものではない。
企業向け 企業版ふるさと納税 全国拡散 ガバメントクラウドファンディング(GCF)	企業からのふるさと納税を募る。特定の「課題解決」等を目的に全国から広く寄附を募ることができる。	比較的大口資金の確保が望める。全国的な話題化。ガバメントクラウドファンディングの実施期間が限られるため、どのように運用するかが課題。
ファン形成 民間クラウドファンディング	民間のプラットフォームを利用。GCF同様に多くの仲間を募ることができる。	コミュニティ形成 手数料が大きくかかるため、そこを見越しての運用が課題。

丹後震災記念館の耐震化・利活用には巨額の費用がかかるため、資金調達には様々な手法を複合的に用いていくことを考えなければならない。また、方針書にあるとおり、資金が集まった分で部分的に補修・活用をして次の補修・活用につなげる等、長い目線で段階的に事業を行っていくことも視野に入れておく必要がある。

7. 施設運営・維持管理の方向性

(1) 利活用イメージに基づいた運営想定

公民連携サウンディング型市場調査では、指定管理者方式とスモールコンセプション・賃貸借方式の2通りの案が提示された。丹後震災記念館の運営・維持管理を考える上で、非常に貴重な提案である。施設の運営には様々な手法が考えられるが、サウンディングでいただいた現実的なこの2つの運営方式、あるいは両者併用（ハイブリッド）の運営のあり方について、以下に整理する。

《指定管理者方式での運営想定》

市が公的施設として所有したまま、NPOや地元組織をはじめ指定管理者が管理運営を行うものである。貸館スペースや展示室を通じて、地元利用（会議・サークル等）や震災教育といった活動が主体的になってくることが予想される。

丹後震災記念館は、震災の記憶継承を担う施設であり、防災意識を促す観点からも公的に運営を想定することは考えやすく、施設のあり方としてイメージが湧きやすく現実性が高い。

懸念としては、維持管理にかかる公費負担（指定管理料等）が大きくかかる上、行政主体になると地域住民の間での機運醸成につながりにくい面もあり、徐々に自主事業（イベント等）の比率を高めながら、地域が自ら主体的に活用し地域活性化につながるようなあり方にシフトしていくことが望ましい。

《スモールコンセプション・賃貸借方式での運営想定》

スモールコンセプションは、民間事業者の協力により小規模な官民連携事業を行うもので、地域課題解決のほかエリア価値の向上にもつながる可能性をもつ。また、賃貸借契約により、民間が主体となって長期的な目線で運営を行うことも有効である。

カフェスペースを中心に民間主体での運営を考えられるが、丹後震災記念館のあるべき姿と民間の意思との調和が重要である。

丹後震災記念館単体ではなく、周辺施設等との連携により、地域一体となって活性化していくことが、官民連携においても欠かせない。

《ハイブリッド方式での運営想定》

丹後震災記念館はゾーニングによる活用を行う場合、同一の建物の中に、公共エリアと民間エリアを併存させることも考えられる。

この場合、例えば1階展示室・講堂を公共エリアとし、直営・委託もしくは指定管理者制度において運営、2階カフェのほか貸館スペースをワーキングスペースとして活用するなどにより民間エリアとし収益を図ることなどが想定される。1階では公的に丹後震災記念館の価値を保ち震災に関する展示を行い、2階ではカフェ・物販等により収益を図るようなことで、効率的かつ丹後震災記念館の価値を担保した運営ができる可能性がある。

一方で、日常の建物管理をどう割り振るのか等の課題も起こり得る。

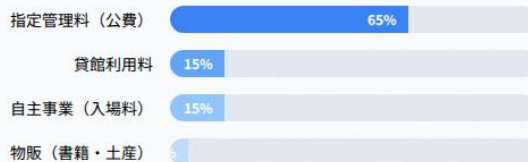
(2) 採算予測と維持管理コストの想定

指定管理者方式とスモールコンセプション・賃貸借方式、ハイブリッド方式を考えた際の採算モデルと維持管理コストについて整理する。

《指定管理者方式》

指定管理料や修繕等にかかる市の直接経費等、公費負担が大きく、いかに指定管理者が自主事業等で運営を持続できるか不透明。段階的に自立運営へ移行することが大切で、そのための動機付け・支援が必要。資料の公共的保存と優しい市民利用料を設定できるのはメリット。

🏠 想定される収益モデル



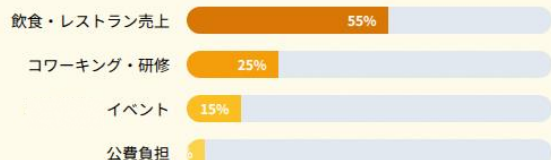
指定管理料の低減、その他収益の増加を図る必要あり。

コスト項目	支出内容	負担主体
人件費	常駐管理員（1～2名）、学芸員（兼務）、清掃員	事業者（指定管理料）
光熱水費	講堂の空調（高額化リスク）、全館照明、水道	事業者（指定管理料）
保守点検費	消防設備点検、EV保守、受変電設備点検	事業者（指定管理料）
修繕費	小修繕及び大規模な防水・劣化補修等	市直接経費

《スモールコンセプション・賃貸借方式》

市の公費負担を極力抑えることができ、賃貸借契約となれば賃料収入も見込めるため、財政的には優しいが、採算悪化による事業者撤退や、市所蔵資料の収蔵展示にリスクが発生する可能性があり、注意すべき点を有する。

🍽️ 想定される収益モデル



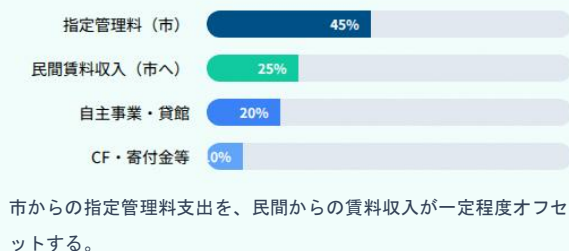
「稼ぐ文化財」として、高い客単価と回転率を前提とする。

コスト項目	支出内容	負担主体
人件費	シェフ、サービススタッフ、マーケティング担当	事業者（自社雇用）
施設使用料	市への建物賃借料支払い（固定または変動）	事業者 → 市へ支払い
マーケティング費	SNS、WEB広告、インフルエンサー誘致	事業者
日常・保守管理	光熱水費の全額、内外装の日常的な修繕	事業者
基盤インフラ	耐震構造の維持、外壁大規模補修	京丹後市

《ハイブリッド方式》

公共エリアは市（もしくは指定管理者）、民間エリアは民間事業者が賃貸借等により運営を行うことで、市の持ち出しを民間からの賃料収入がある程度補填することができる。同じ建物の負担をどのように割り振るか等により、公費負担のあり方が変わってくる。

→ 収入の構造



役割	市	民間
施設整備	耐震化、主要インフラ（水回り等）の整備	収益エリアの内装、什器、ICT設備投資
日常運営	運営状況のモニタリング、資料提供	開館・閉館、清掃、イベント企画、接客
企画調整	周辺連携（学校・ジオパーク等）の調整	プロデューサーによる「展示×飲食」の連動企画
コスト負担	大規模修繕、指定管理料の支払い	日常修繕、光熱費（按分）、人件費

《まとめ》

現時点では不確定要素が多く、維持管理コストを詳細に算出することは困難であるが、公民連携サウンディング型市場調査で得られた提案は、それぞれにメリットがあり課題もある。

指定管理者制度は、公的な教育・文化機能を最優先する場合に最適だが、維持管理費は市が指定管理料等によりコントロールすることになり、劇的な収益向上は期待が薄いところである。

スモールコンセプション・賃貸借方式は、市の財政負担をミニマム化できるが、民間事業者の採算性に全てが依存する。建物の適切な保存と商業利用のバランスをどう管理するかが鍵となる。

上記の方式をハイブリッド的に運営する場合、展示エリア等を市が直営（または委託、指定管理）、カフェ等の収益エリアを民間賃貸とする分担案となり、ゾーニングによる活用を考えた場合、最も現実的な着地点となる可能性はある。ただ、運営・維持管理にあたって行政・民間双方の調和を付けるバランスが鍵となる。

8. まとめ

(1) 基本計画の総括

丹後震災から99年を迎え、このような中で丹後震災記念館耐震化・利活用検討事業も令和6年度作成の方針書に基づき、基本計画の策定に至った。

本計画では、耐震化と利活用についてそれぞれ詳細に検討を行った結果をまとめた。

《利活用・運営について》

○公民連携サウンディング型市場調査を実施し、指定管理者制度とスモールコンセッション事業という2通りの提案をいただき、これらを基に丹後震災記念館の運営のあり方についていくつかのパターンを想定した。

○利活用については、サウンディングの結果を受けて、ゾーニングにより、展示室、カフェ、貸館スペース等を併存させる案を検討。これにより、①震災の記憶継承、②日常の賑わい創出、③公民連携による機能融合の3つの柱を基本方針とし、「つなぐ記憶、ひろがる交流－震災の記憶を未来へつなぐ、学びと交流のランドマーク－」をコンセプトとして設定した。

《耐震化について》

○建物の現状を把握するため、耐震診断調査を実施し、平成23年度の結果と比べても、依然として状況が良くないことが明らかになった。中性化が建物の広域に及んでいる可能性が考えられ、状況の改善を図らないといけない段階にあることを再認識した。

○耐震化の道を探るべく、耐震化にあたっての工法をいくつか検討し、その中で内部補強（B案）について、事業者による耐震工法調査を実施した。結果として、文化財的価値を保ちつつIs値0.6以上の回復を見込めることが明らかになったが、Is値0.75以上を目指す多くの補強を必要とし、講堂の採光がなくなる状況であったため、利活用を考慮した現実的な目標としてIs値0.6以上の回復を目標とした。

○ただ、Is値0.6では避難所等防災拠点としての利活用は難しく、また、採光も少ないため、本検討委員会の見解として、外部補強（C案）や負荷分散による工法（D案）との併用も検討して、より良い形を目指すことが必要であるとの結論に至った。

○内部補強（B案）の概算結果として、建物本体の耐震改修に13億2千万円、オプションとしてバリアフリー対策のためエレベーター棟を増設する場合、追加で2億7千5百万円必要であることが明らかになった。詳細な工法調査により、より確からしい金額を出すことができたため、今後の耐震化・利活用を考えるにあたって大きな材料を得たと言える。

○その他、法的にどこまでクリアできるのか等、課題も多く見えてきたため、今後、詳細設計等をする際、あるいはそれまでに詰めなければならない。

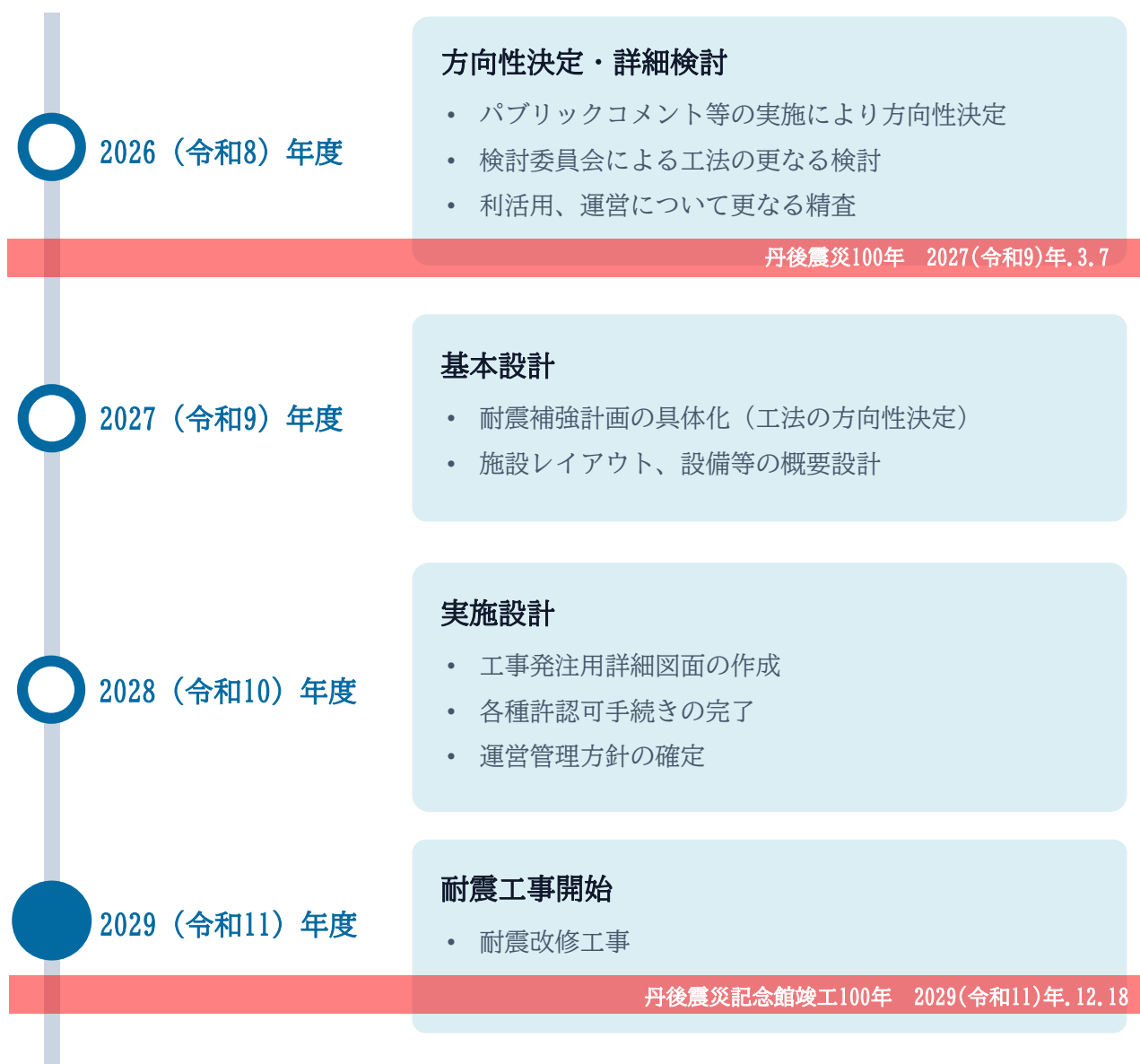
今後、耐震工法や利活用、運営方法等について、より一層の検討を加え、丹後震災の記憶を継承する重要な建築物である丹後震災記念館を、将来へ引き継いでいけるよう努力が必要である。

(2) 今後の事業スケジュール

方針書では、耐震化・利活用を行う場合、令和8年度から設計、令和9年度以降工事という最速のスケジュールを提示していた。一方で、基本計画において、様々な工法の検討や、利活用・運営方法の詳細な検討が引き続き必要な状況が見えてきた。

また、方針書にある通り、耐震化・利活用には、市全体の機運醸成が必要で市としての方向性を真剣に議論・検討する時間が必要である。

これらのことから、方針書のスケジュールと違って来るが、今後の事業スケジュールとして、以下の流れが想定できる。今後も引き続き、市全体で丹後震災記念館のあり方を考えることが大切である。



丹後震災記念館耐震化・利活用の今後の事業スケジュール

9. 参考資料

(1) 参考文献一覧

- 植村善博2013a「北但馬地震による被害と復興」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013b「1927年北丹後地震における被害・救護救援・復興」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013c「北丹後地震による峰山町の被害と復興計画」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 植村善博2013d「北丹後地震による網野町網野区の被害と復興過程」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 大場修2007『丹後震災からの建築復興過程に関する調査研究報告書—神社・小学校校舎を中心に—』
- 大場修2017a「旧口大野村役場庁舎」『京丹後市のまちなみ・建築』京丹後市史資料編 京丹後市
- 大場修2017b「久美浜町公会堂」『京丹後市のまちなみ・建築』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡田篤正2013a「1925年北但馬地震」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡田篤正2013b「1927年北丹後地震と地震断層」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 岡本公秀2005「丹後震災記念館」『京都の文化財』第23集 京都府教育委員会
- 京丹後市教育委員会2014『小林善九郎関係文書調査報告書』
- 京丹後市教育委員会文化財保護課2009『丹後震災記念館～建築とその後の展開～』
- 京都府1928『奥丹後震災誌』
- 新谷勝行2013「丹後震災記念館とその変遷～濃尾地震・関東地震との比較から～」『京丹後市の災害』京丹後市史資料編 京丹後市
- 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会2025『丹後震災記念館耐震化・利活用に関する方針書』
- 林章二・宮谷慶一・平井直樹2017「近現代建築の保存・改修事例」『清水建設研究報告』第94号
- 平成16年度京都府文化財保護審議会建造物部会資料『丹後震災記念館調査報告書』

(2) 丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱

○丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会設置要綱

令和6年11月1日
教育委員会告示第33号

(設置)

第1条 丹後震災記念館の耐震化及び利活用の検討を行うため、丹後震災記念館耐震化・利活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、丹後震災記念館の耐震化及び利活用に関することとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 地域住民

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 前項に掲げるもののほか、委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数以上をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会事務局文化財保存活用課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

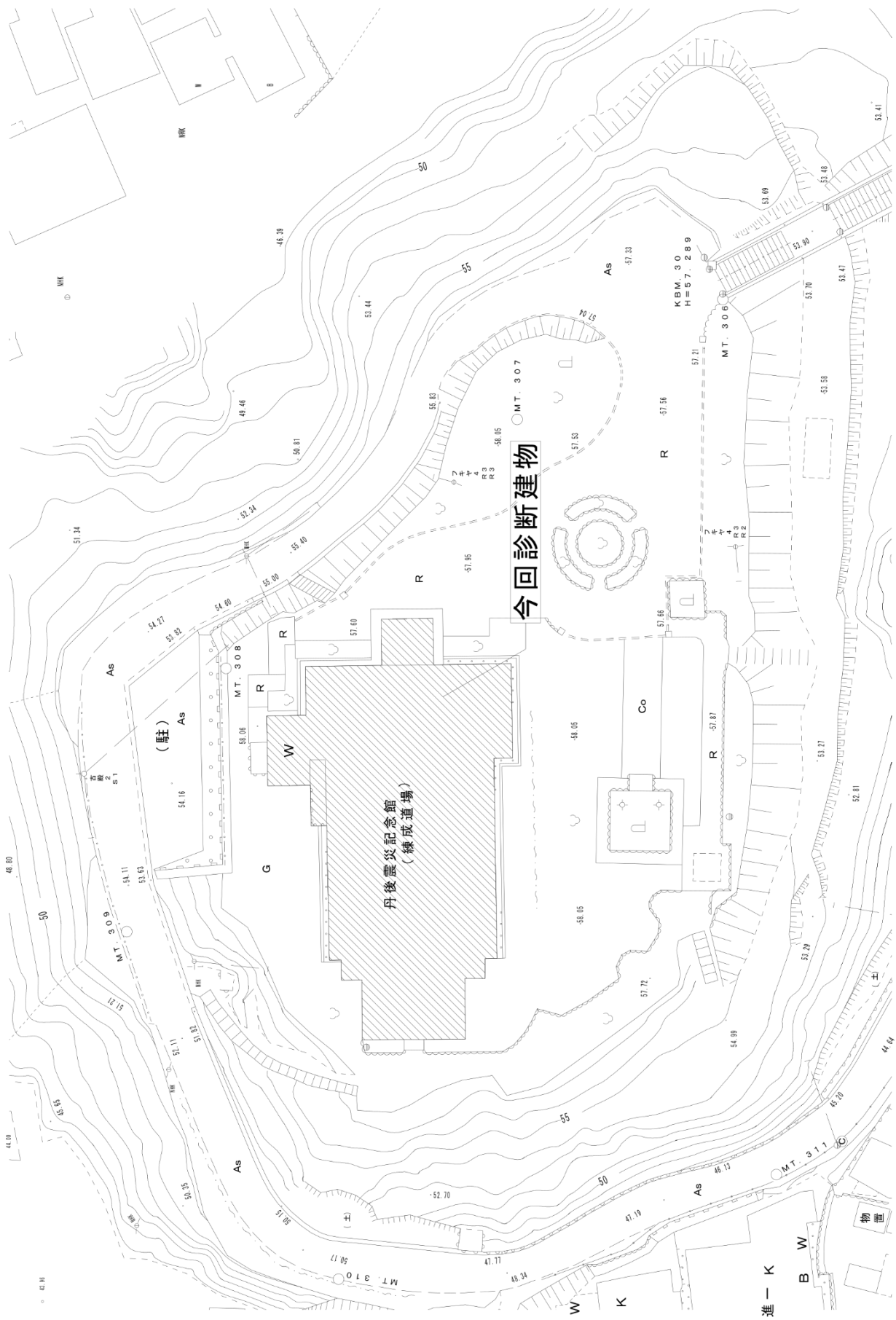
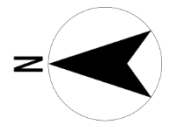
(施行期日)

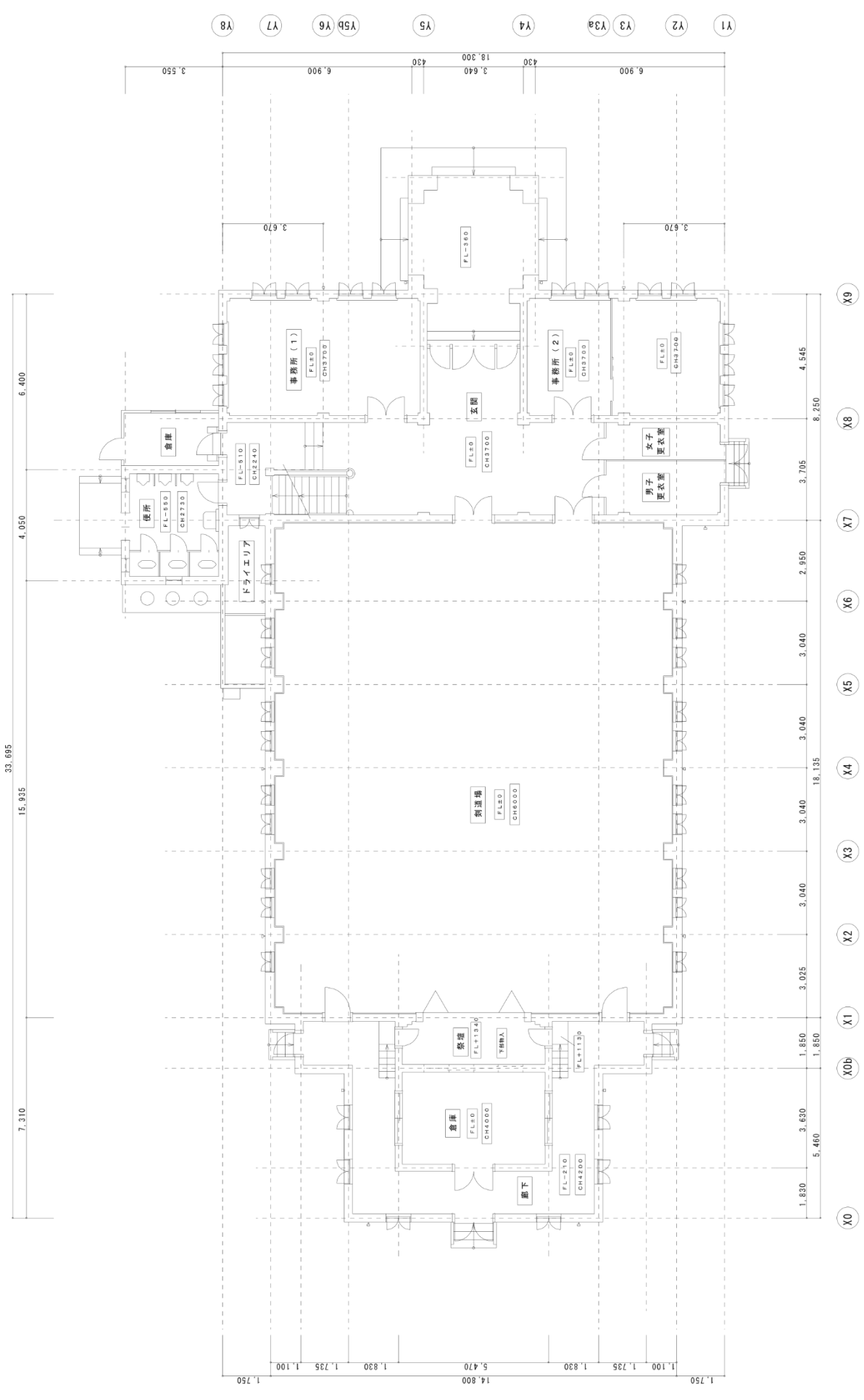
1 この告示は、令和6年11月1日から施行する。

(最初の委員会の招集)

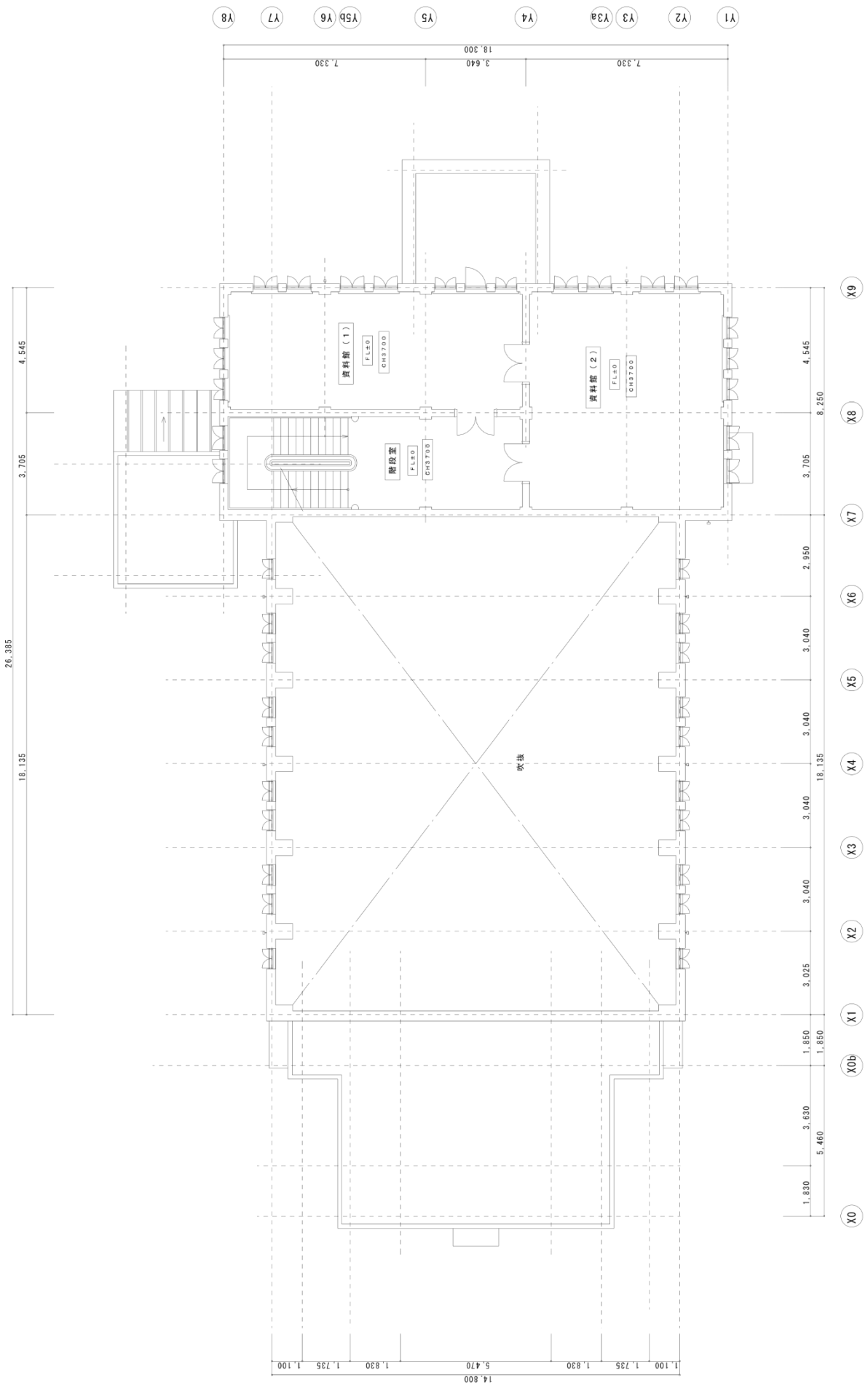
2 第3条第2項に規定する委員をもって組織される委員会の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育委員会が招集する。

(3) 丹後震災記念館図面

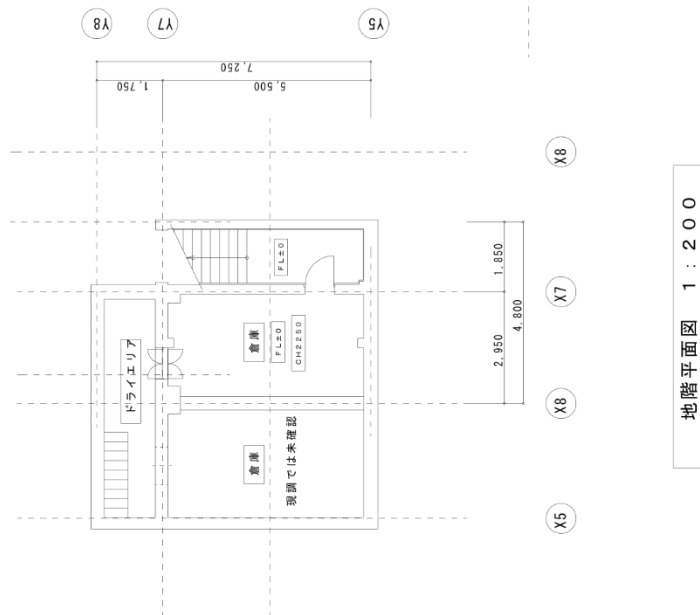
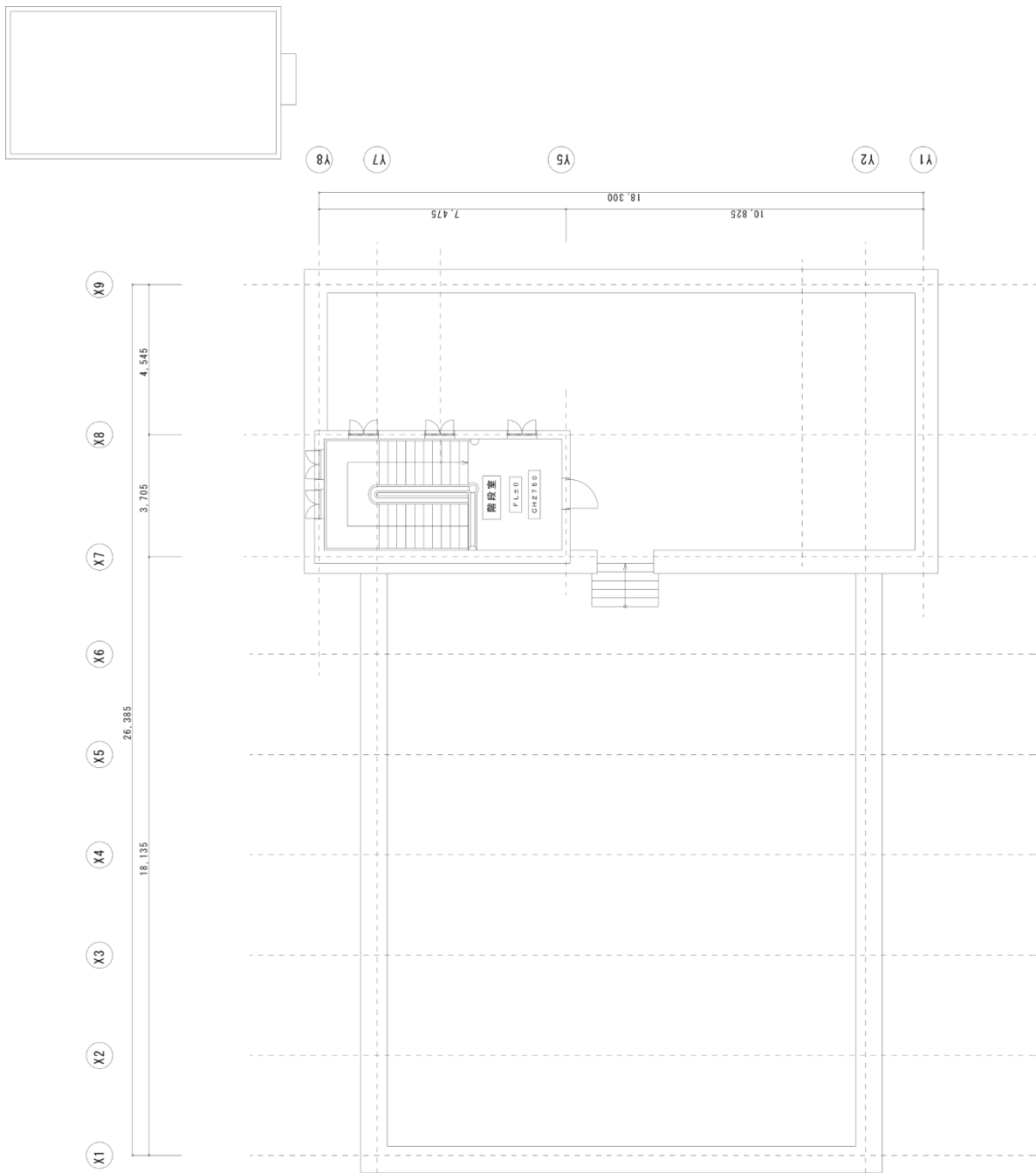


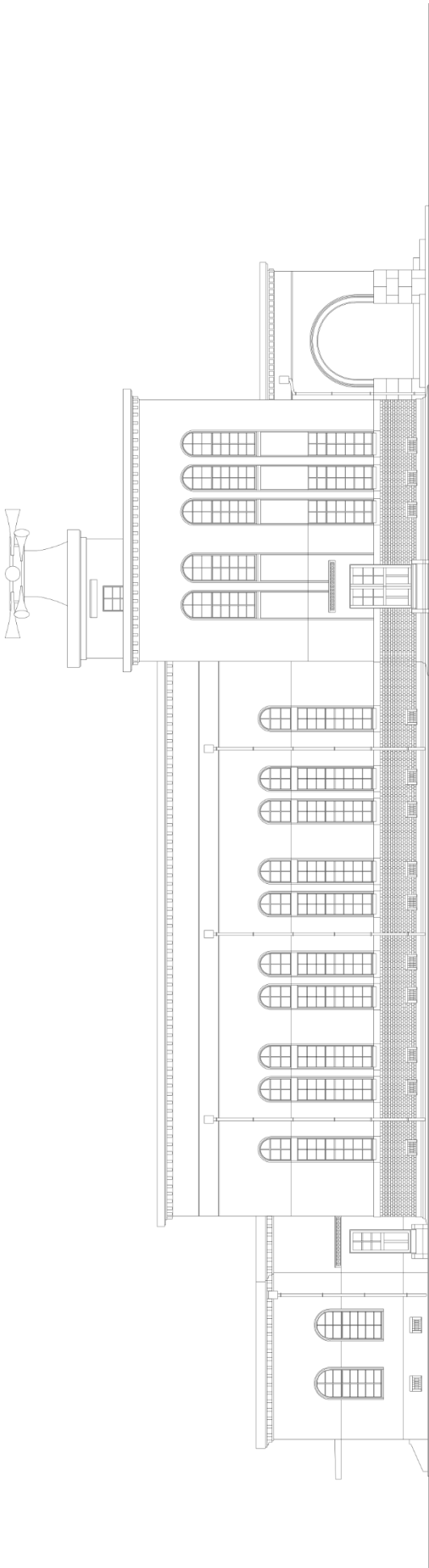


1階平面図 1 : 200

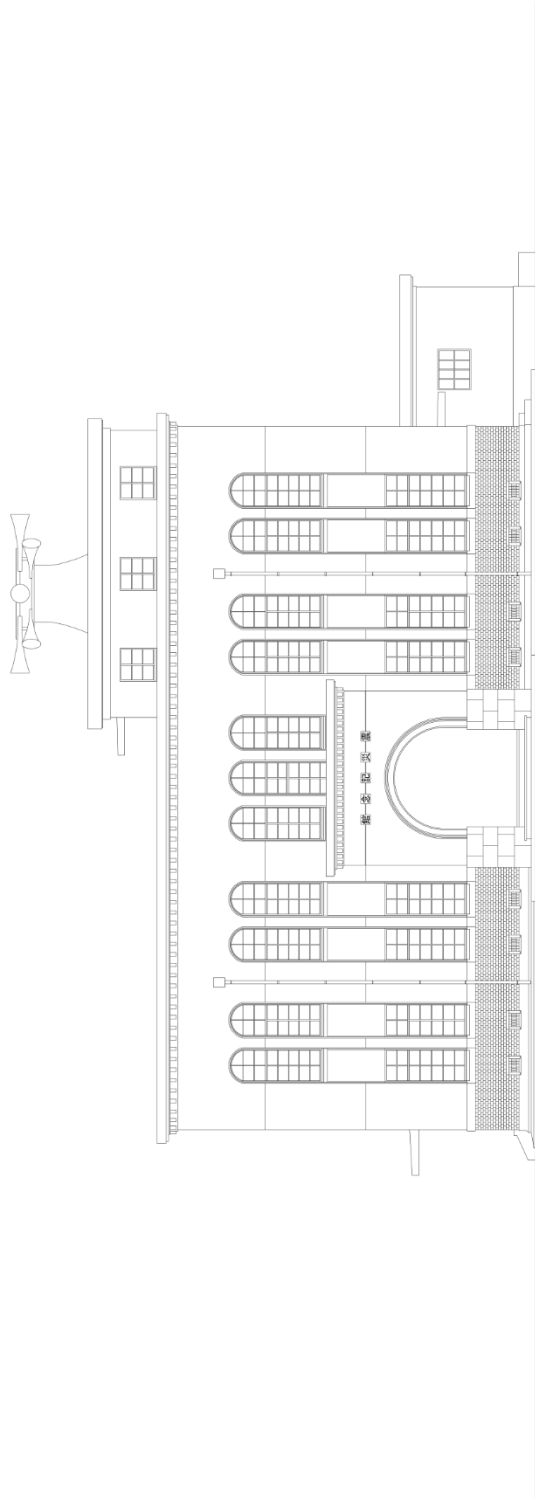


2階平面図 1 : 200

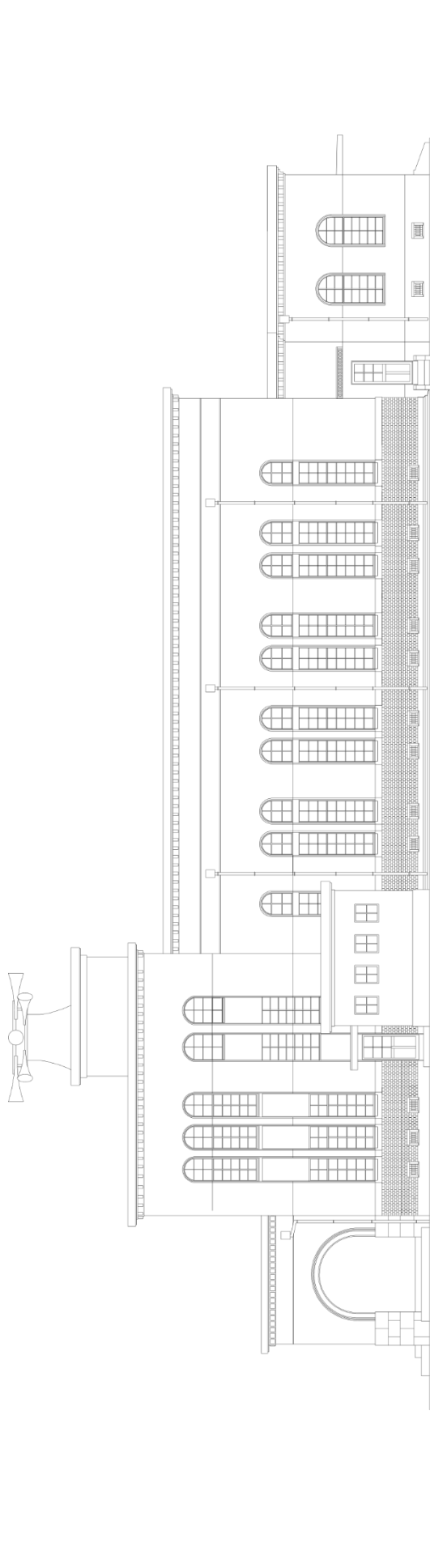




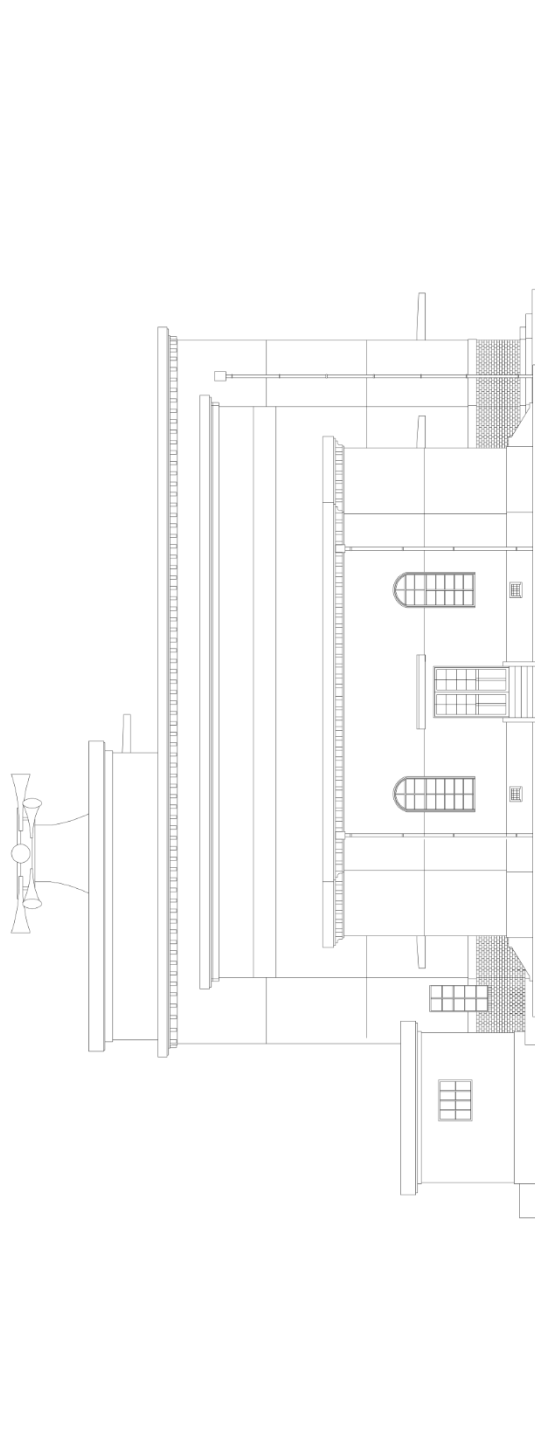
南立面图



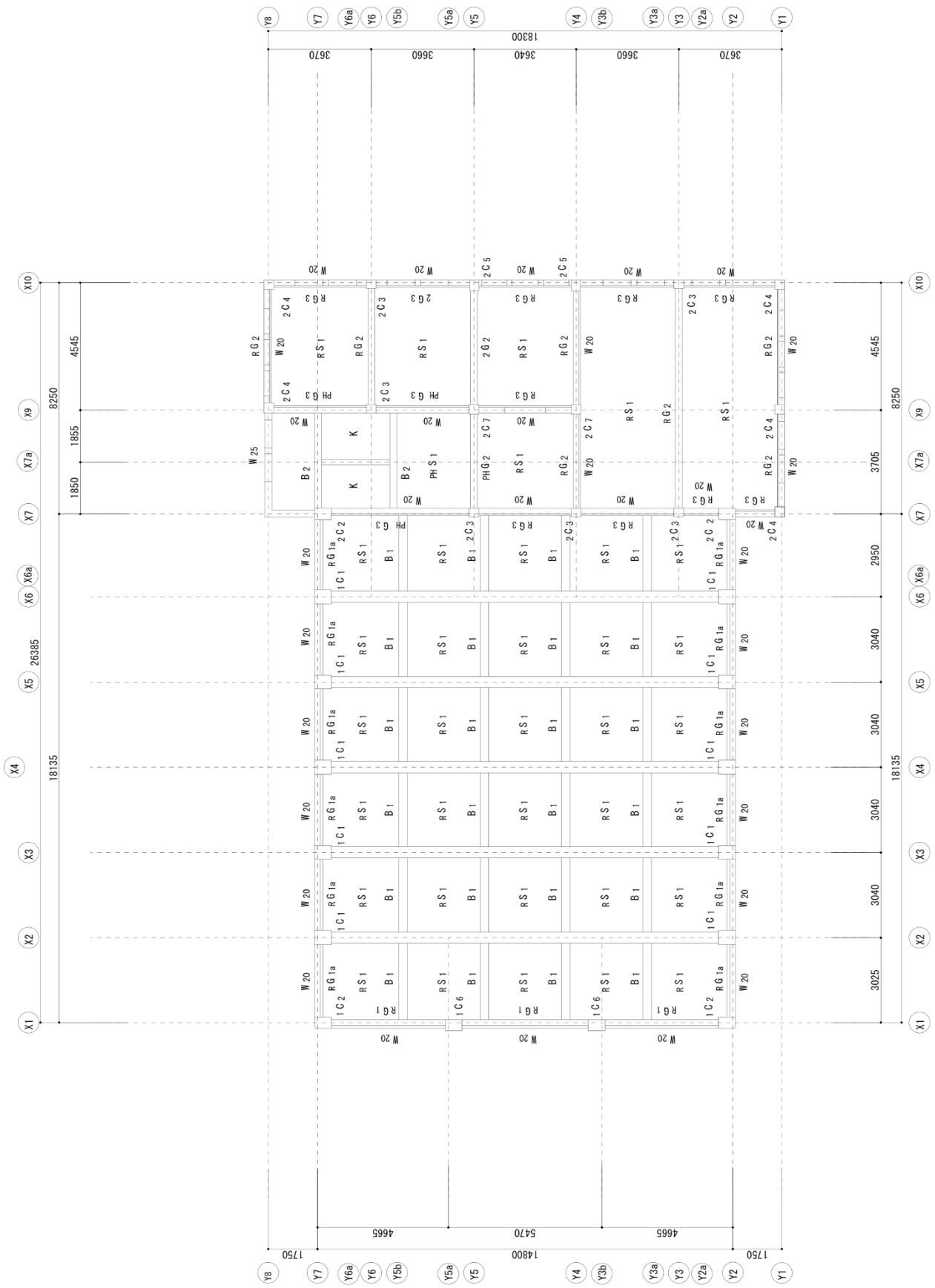
东立面图



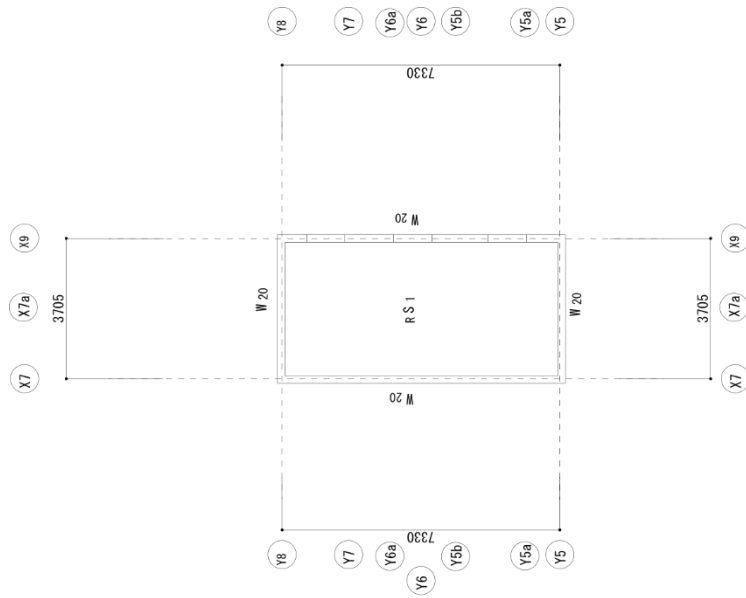
北立面图 1 : 200



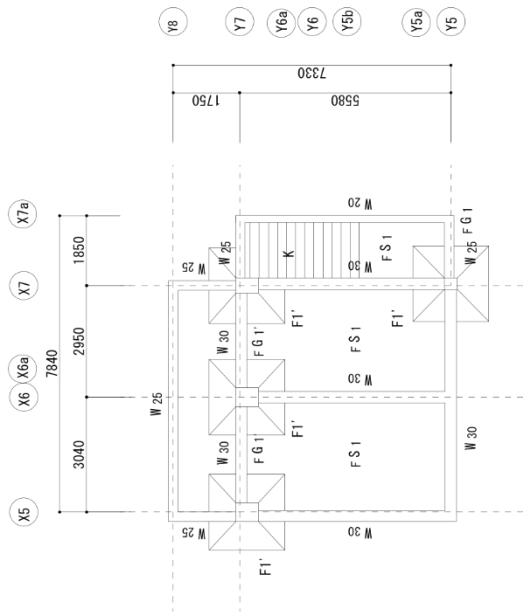
西立面图 1 : 200



2階平面 S=1 : 200

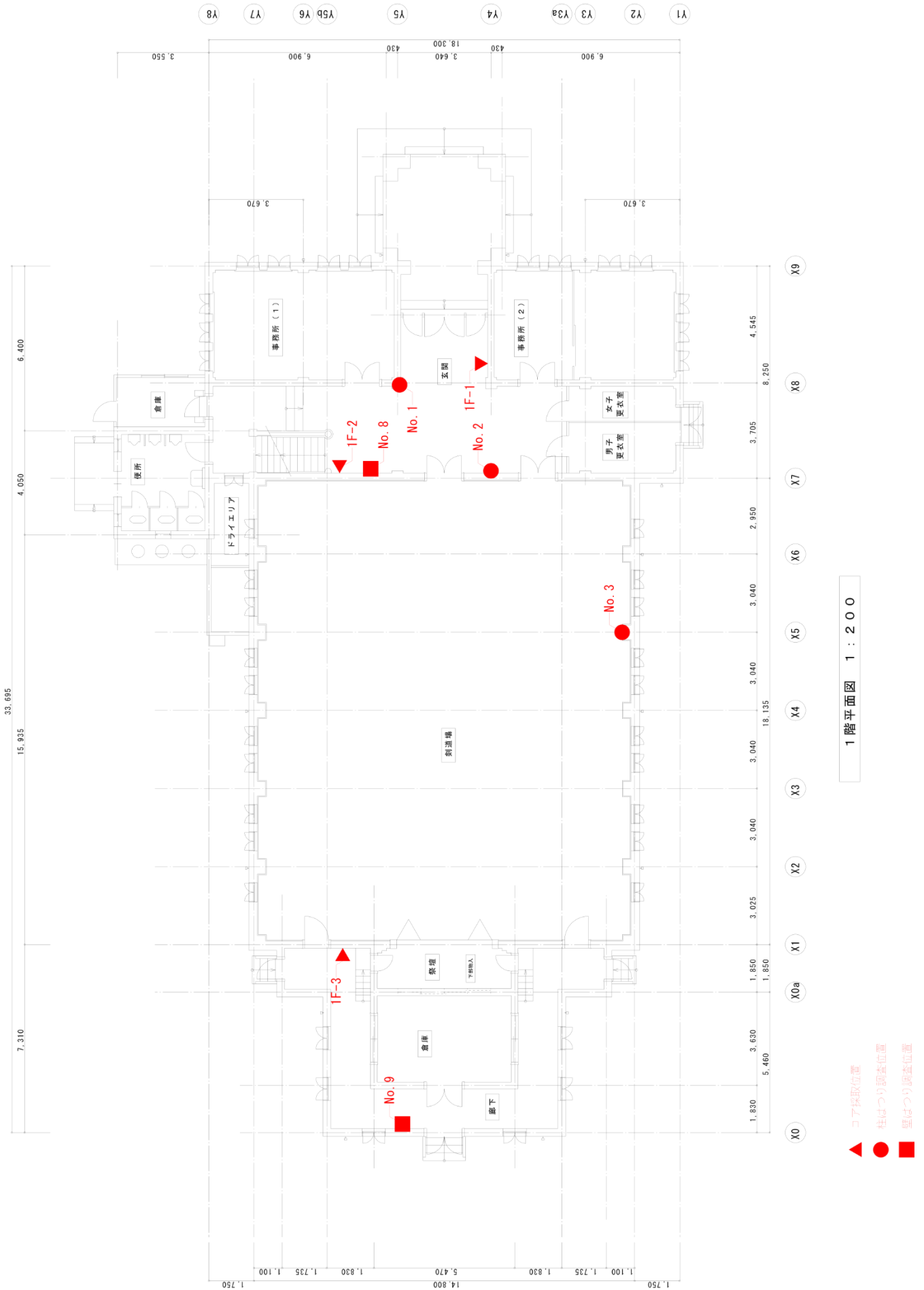


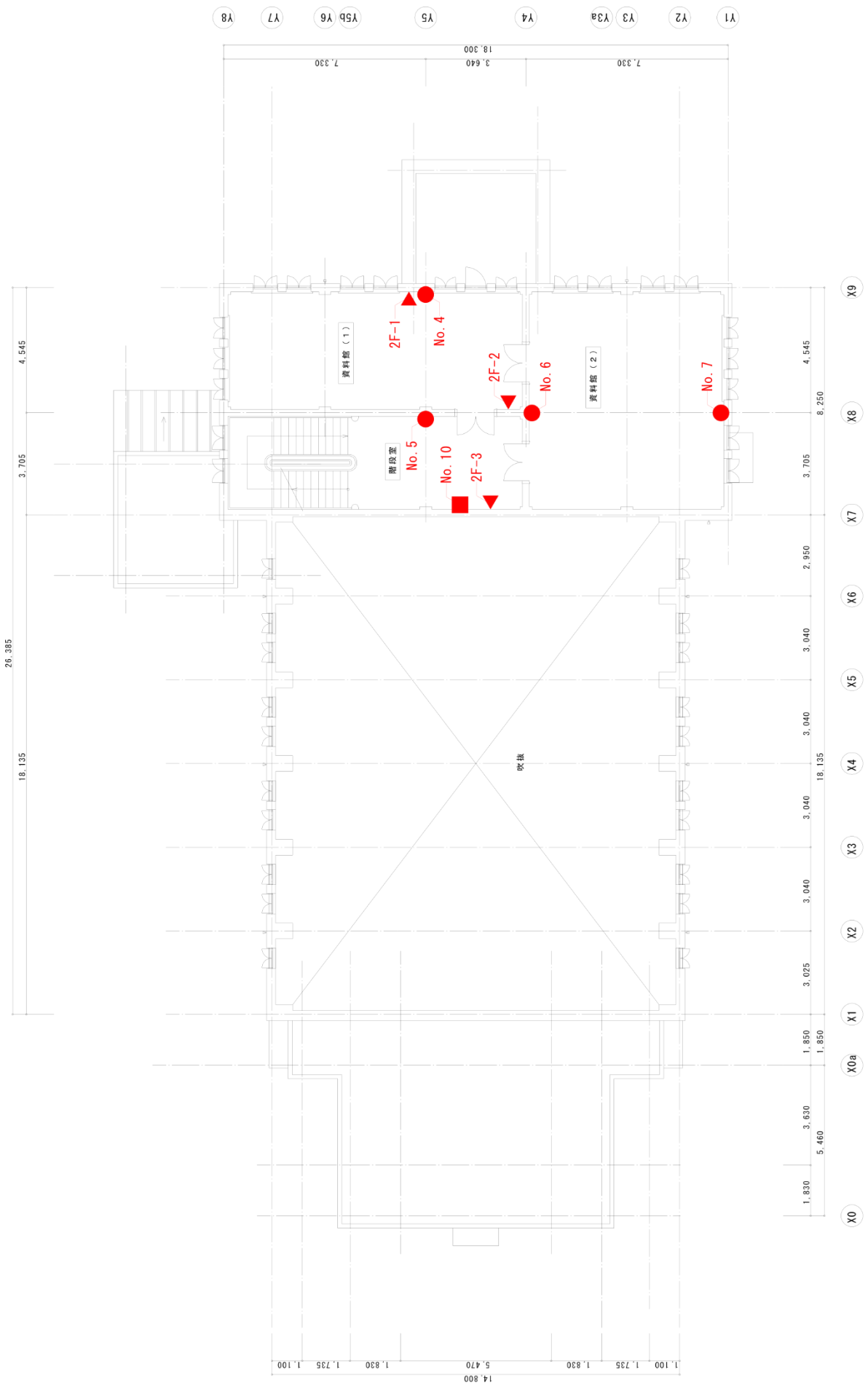
PH階伏図 S=1 : 200



B1階伏図 S=1 : 200

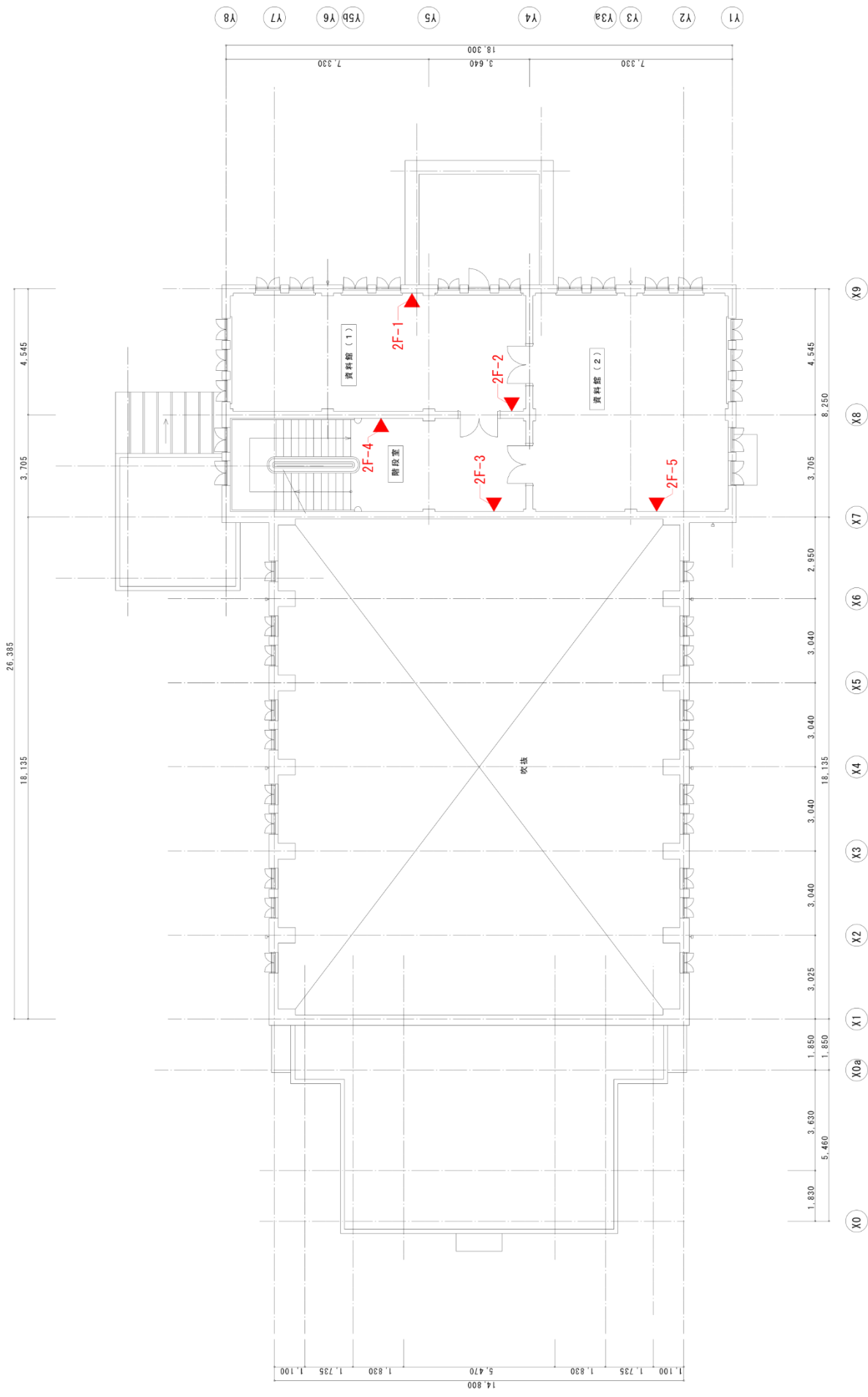
(4) 平成23年度耐震診断調査コア採取位置図





2階平面図 1 : 200

- ▲ コア採取位置
- 柱はつり調査位置
- 壁はつり調査位置



2 階平面図 1 : 200

▲ コア採取位置 (1~3は前回調査位置)

(6) 参考事例

丹後震災記念館に類似した参考事例として、鉄筋コンクリート造かつ既に文化財等になっている建築物で耐震改修を行った実績のあるものを次に掲載する。

≪群馬県昭和庁舎（旧群馬県庁本庁舎）≫

昭和庁舎は、昭和3年建設、1階外壁を擬石タイル張り、2・3階をスクラッチタイル張りとした昭和初期の典型的洋風建造物。

国民文化祭の会場及びその後の利用のため、改修工事。

耐震壁の増設と一部独立柱の鉄板巻きによるせん断補強により、現行の建築基準を満足するよう耐震補強 [林ほか2017]。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：佐藤功一 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2001（平成13）年

文化財：国登録文化財（1996（平成8）年12月20日登録） / 所有：群馬県

参考：①<https://www.pref.gunma.jp/page/1030.html>（群馬県HP）

②<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/191029>（文化遺産オンライン）

≪静岡銀行浜松営業部本館（旧遠州銀行本店）≫

1920（大正9）年6月に資産銀行と西遠銀行が合併し、当時の遠州地方最大の銀行である遠州銀行が誕生。関東大震災を教訓に、当時最新の鉄骨鉄筋コンクリート造により、1928（昭和3）年に建築。現在も静岡銀行浜松営業部として使用。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：中村與資平 / 施工：清水組

構造：鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 / 階数：地上3階・地下1階

/ 改修：2007（平成19）年

文化財：浜松市指定文化財（2005（平成17）年12月20日指定） / 所有：静岡銀行

参考：③<http://www.hamamatsu-books.jp/category/detail/4ef82c8d40b3b.html>

（浜松情報BOOK）

④<https://artscouncil-shizuoka.jp/culture-resource-db/detail.php?id=1685>

（アーツカウンシルしずおか）



群馬県昭和庁舎（参考②より）



旧遠州銀行本店（参考④より）

≪東京大学大講堂（安田講堂）≫

安田講堂は、東京大学のシンボルである中心的な建築物（講堂）。

ゴシック及び表現主義の影響が色濃く見られる垂直性の強いデザインが特徴。

2014（平成26）年、構造躯体の耐震化（RC耐震壁、鉄骨ブレース）、講堂天井の耐震化等〔林ほか2017〕。

竣工：1925（大正14）年 / 設計：内田祥三・岸田日出刀 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：4階建・塔屋付 / 改修：2014（平成26）年

文化財：国登録文化財（1996（平成8）年12月20日登録） / 所有：東京大学

参考：⑤<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/146645>（文化遺産オンライン）

⑥https://www.u-tokyo.ac.jp/focus/ja/articles/t_z1601_00006.html（東大HP）

≪東京都復興記念館≫

東京都復興記念館は、関東大震災を伝える復興記念施設。震災記念堂（現東京都慰霊堂）の付帯施設として1931（昭和6）年に建設。

2017（平成29）年11月～2019（平成31）年3月に耐震化工事を実施。

竣工：1931（昭和6）年 / 設計：伊東忠太・佐野利器

構造：鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）造 / 階数：2階建 / 改修：2019（平成31）年

文化財：東京都歴史的建造物（1999（平成11）年選定） / 所有：東京都

参考：⑦<https://tokyoireikyokai.or.jp/museum/history.html>（東京都慰霊協会HP）



安田講堂（参考⑤より）



東京都復興記念館（事務局撮影）

◀山梨県庁舎別館（旧本館）▶

1930（昭和5）年建築の貴重なアール・デコ様式の近代建築。隣接する県議会議事堂（1928（昭和3）年建築）と共に山梨県指定文化財。

鉄骨ブレースとRC壁による耐震補強を実施。

竣工：1930（昭和5）年 / 設計：不明 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2015（平成27）年

文化財：山梨県指定文化財（2009（平成21）年12月24日指定） / 所有：山梨県

参考：⑧<https://babasekkei.co.jp/works/yamanashikencho/>（馬場設計HP）

⑨https://www.pref.yamanashi.jp/bunka/bunkazaihogo/bunkazai_data/yamanashinobunkazai_kc0062.html（山梨県HP）

⑩https://www.shimz.co.jp/works/jp_off_193003_yamanashikencho.html（清水建設HP）

◀山形市立第一小学校校舎▶

山形県初の鉄筋コンクリート造校舎。

2010（平成22）年に修理工事が完了し「山形まなび館」として活用。「山形市立第一小学校旧校舎保存活用に関する提言」に基づき、全館の耐震補強工事、地階と1階の用途変更改修工事を実施。

2022（令和4）年には、リノベーションを経て、創造都市やまがたの拠点施設「やまがたクリエイティブシティセンターQ1」がオープン。

竣工：1927（昭和2）年 / 設計：秦・伊藤建築事務所 / 施工：岳南組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2010（平成22）年

文化財：国登録文化財（2001（平成13）年11月20日登録） / 所有：山形市

参考：⑪<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/139771>（文化遺産オンライン）

⑫https://www.pref.yamagata.jp/110001/sangyo/sangyoushinkou/him_top/him_maincat1/him_16.html（山形県HP）

⑬https://www.yao.or.jp/multidatabases/multidatabase_contents/detail/27/2a9351ac11288399c819854de93cae7a?frame_id=43（山形県建築士事務所協会）

⑭<https://www.reallocal.jp/60449>（real local 山形）



山梨県庁舎別館（旧本館）（参考⑩より）



山形市立第一小学校校舎（参考⑫より）

≪旧京都府警察本部本館（文化庁京都庁舎本館）≫

京都府庁旧本館の東に建つ旧警察本部本館。内外ともに玄関周りにアーチや装飾など意匠を集中させた、格調高い庁舎建築。現在は文化庁京都庁舎として活用。

令和4年の改修工事では、中廊下に面した部分等にRC耐震壁、執務室内に補強を入れなければならない箇所には鉄骨ブレースを採用。

※耐震改修後に国登録文化財に登録されているが、京都府内の事例として参考になると考えられるため掲載。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：京都府営繕課 / 施工：清水組
構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階・地下1階 / 改修：2022（令和4）年
文化財：国登録文化財（2024（令和6）年3月6日登録） / 所有：京都府
参考：⑮<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/531207>（文化遺産オンライン）
⑯文化庁の移転に向けた京都府警察本部本館整備基本計画（概要版）
⑰『月刊文化財』5月号（728号）
⑱<https://www.zenken.com/hyusyou/zenkensyou/r04/P56.pdf>（全建賞）

≪豊岡市役所稽古堂（旧豊岡町役場）≫

1925（大正14）年の北但馬地震の復興に際して建てられた。近代官庁建築で、後に塔屋両脇部分を増築し、中央を一段切り上げた寄棟屋根の三階建となった。アーチ窓を多用するなど、意匠にも意を凝らして市のシンボルとなっている。

※改修後に国登録文化財に登録されているが、近隣市町の事例として参考になると考えられるため掲載。

竣工：1928（昭和3）年 / 設計：原科準平 / 施工：大阪橋本組
構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上3階 / 改修（免震）：2005（平成17）年
文化財：国登録文化財（2016（平成28）年8月1日登録） / 所有：豊岡市
参考：⑲<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/217164>（文化遺産オンライン）
⑳『てくてく豊岡復興建築』



旧京都府警察本部本館（参考⑮より）



豊岡市役所稽古堂（参考⑲より）

◀旧兵庫縣農工銀行豊岡支店▶

兵庫縣農工銀行は1916（大正5）年に豊岡町本町で営業を開始、1925（大正14）年の北但大震災で火災の被害にあう。建物は焼失せず残っていたため、震災直後から営業を再開し、1934（昭和9）年に現在地へ移転。2014（平成26）年にはホテルへと改修。

竣工：1934（昭和9）年 / 設計：渡邊節 / 施工：清水組

構造：鉄筋コンクリート（RC）造 / 階数：地上2階 / 改修：2014（平成26）年

文化財：国登録文化財（2006（平成18）年11月29日登録） / 所有：豊岡市

参考：⑱<https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/182256>（文化遺産オンライン）

⑳『てくてく豊岡復興建築』



旧兵庫縣農工銀行豊岡支店（参考⑳より）